

## 第6回西和賀町議会定例会

令和5年12月14日（木）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は印刷配付のとおりであります。

内記町長並びに柿崎教育長より説明員として出席する旨の届出のあった者の職氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

傍聴される皆さんに申し上げます。傍聴席では、傍聴の際の留意事項をお守りください。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

昨日に続いて、日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、2日目ですが、念のため申し上げます。質問者の質問時間は30分と制限があります。制限時間5分前には1鈴、制限時間には2鈴を鳴らしますので、時間を厳守して質問してください。また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いいたします。なお、質問者におかれましては、通告外の質問はできませんので、併せてお願いいたします。

それでは、決定しております登壇順に従い質問を許します。

初めに、登壇順5番、真嶋実君の質問を許します。

真嶋実君。

2番 おはようございます。本日一般質問を行うに当たって、事前に通告した内容に、昨日同僚議員から行われた質問と類似する項目がありますが、昨日回答いただいた内容を踏まえながら、織り込んだ質問を行いたいと思います。な

お、視点を変えながら、確認のため必要と判断した場合は、一部重複となる場面もあるかと思いますが、ご理解の上答弁をお願いいたします。

では初めに、(1)、11月9日から11日まで、「沿線3市町の皆さまに感謝！北上線100周年目前！無料で乗ろう！キャンペーン」が実施されましたが、実施までの経緯を伺います。

これについて、昨日の答弁では、これまでの北上線利用促進協議会の様々な取組実績があり、沿線地域の活性化を願う全ての構成員の共通認識の下に実現した取組であったとの答弁でしたが、JR側から今回の無料化キャンペーン提案がなされる前に、町単独または利用促進協議会の中に北上線100周年に向けた検討チームをつくるなど、具体的な取組はなかったのでしょうか。と申しますのは、昨年12月の町政懇談会において、横黒線全線開通から100年という歴史的な節目が迫っている中、より積極的に観光キャンペーンを沿線自治体と連携してやってもらいたいと、当時は一町民として意見を述べさせていただいた経緯を踏まえての質問となります。

議長 内記町長。

町長 おはようございます。ただいまの質問につきましては、担当課から答弁いたします。

議長 企画課長代理。

企画課長代理 お答えいたします。

昨日答弁した内容を踏まえながらの質問、ありがとうございます。今回の利用促進協議会の取組の前からなかったかということですが、JR北上線利用促進協議会といたしましては、令和3年度から予算の中で100周年を見据えた形で、予算の残額ということで積立てす

る形で、2024年の100周年に向けた予算の確保という形でありましたが、事業に取り組もうということでは進んでおりました。ただ、具体的な中身については、検討は進んでいない状況でございました。

以上です。

議長 真嶋実君。

2番 続いて、キャンペーンの成果と課題をどのように総括したかについて、昨日の答弁では利用促進協議会としては正式な総括をしていないとのことでしたが、担当レベルではリモート会議なども含めて実績を検討し、評価を構成委員間で共有していますか。

また、町としての評価は、この企画が持ち上がった時期が遅かったことから、時間的な制約を受ける中で必要な予算措置を取り、やれることはやったとのことですが、さきの質問のとおり、JR側の提案を待つことなく、西和賀町として事業提案をすることはできなかつたのでしょうか。

議長 企画課長代理。

企画課長代理 お答えいたします。

キャンペーンの成果と課題について、全体的な評価とかはまだ行っておりませんが、担当者レベル間で、こういう結果であったなというふうな形の情報共有はしているところがございます。

また、今回の取組の前に町として独自で100周年に向けた取組ということについてであります。そちらについては正直なところやっておりますませんでした。

議長 真嶋実君。

2番 では、(2)番になりますけれども、JR北上線利用促進協議会の令和5年度事業執行状況はどうなっていますか。

議長 企画課長代理。

企画課長代理 お答えいたします。

JR北上線利用促進協議会の今年度の事業としては、社員、従業員の通勤手段として北上線

の定期券を新規で3枚以上購入していただいた企業等の広告を列車内に無料で掲示できる通勤定期券購入促進事業、3人以上のグループで北上線を利用した場合に運賃の半額を助成するグループ利用助成事業、新規に定期券を購入した北上線利用者が借りる月極駐車場の利用料金を助成する月極駐車場利用助成事業の3つの事業に取り組んでおります。

これらの事業の執行状況であります。1番目の通勤定期券購入促進事業につきましては、予算額16万円に対して、現在の執行額はゼロとなっております。2番目のグループ利用助成事業ですが、予算額10万円に対して、現在の執行額は4万9,400円。最後の月極駐車場利用料助成事業は、予算額18万円に対して、現在の執行額4万5,000円という状況になっているところでございます。

議長 真嶋実君。

2番 当初から計画していた事業計画そのものについてはここでは論じませんが、今のお話を聞きますと、あまり執行、予算に対して執行は進んでないのではないかなと感じられますけれども、今回のキャンペーンが動く中で、併せて地道な継続的な計画ということではありますけれども、当初の計画をPRするというようなことはできなかつたのでしょうか。大きな無料の1回というのも対外的には大きなPR効果はありましたけれども、特に同じような案件でいうと3人以上のグループの半額というようなものは、そういう意味では自腹も切りながら来てくださるといふ人たちは大切な地域のお客様になると考えますけれども、いかがでしょうか。

議長 企画課長代理。

企画課長代理 お答えいたします。

今回の運賃無料キャンペーンに合わせてというご質問でございますが、今年度、通常行っております3事業について、チラシを作成しまして、各駅、北上駅、ほっとゆだ駅、横手駅に配

布しておいた状況でございまして、今回のキャンペーンでも併せて周知できたものというふうに思っております。

以上です。

議長 真嶋実君。

2番 昨年11月には、JRローカル線維持確保連絡会議が県レベルの取組として展開されていますが、その後継続的な取組はあるのでしょうか。

議長 企画課長代理。

企画課長代理 お答えいたします。

昨年の県レベルの会議の後でございまして、今年度はまだ開催されておられません。

議長 真嶋実君。

2番 では次に、(3)番に移らせていただきます。来年に迫る北上線開通100周年本番に向け、準備は途切れることなく進められていますか。これについて、昨日の答弁では、まだ具体的な事業、検討は行っていないとのことでしたが、JR北上線利用促進協議会を構成する各自治体の首長さんのスケジュールを待っている、来年11月15日の100周年を過ぎてしまうのではないかと心配しています。事務局レベルでも、早急にプロジェクトチームを組織できませんか。

議長 企画課長代理。

企画課長代理 お答えいたします。

来年の100周年に向けた準備が途切れることなく進められているかということですが、昨日も申し上げたように、まだ具体的な事業、取組等の検討を行っているわけではございません。まずは、取り組むに当たっての体制を整える必要がありますので、現在、関係方面と調整を行っているところでございます。

なお、検討に当たっては、100周年がゴールではありませんので、一過性に終わらない継続的な取組にする必要があるものと考えております。

議長 真嶋実君。

2番 このたびの無料キャンペーンのような大きな事業というのは、準備も大変かと思っておりますけれども、ただそれを待つことなく、例えば開

通当時の資料、写真などを駅構内、あるいは地域内には歴史資料館等もございまして。また、駅の周辺には、私が思っているのでは陸橋、線路をまたがる跨線橋なども、写真、その他飾るには十分なスペースとして存在しているかと思っておりますので、そういうような取組。また、列車の中の企画というとJRとのすり合わせも大変かもしれませんが、企画そのものとしてはちょっとした小さな、例えば地域の中で言えば、山の音楽隊さんのミニコンサートをやるとか、あるいは朗読などを行うとか、そのような小さなイベントを積み上げていくことが必要かと思っておりますけれども、そういうことについて待つことなく、事業を展開していただけないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長 企画課長代理。

企画課長代理 お答えいたします。

様々な情報提供ありがとうございます。まず、関係方面と調整を進めてまいりたいと思います。

議長 真嶋実君。

2番 これまでは100周年のキャンペーン等に関するものでしたけれども、次に北上線の存続に向けての本論的な質問になります。

(4)番です。本年10月1日に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律が施行され、JRが要請すれば鉄道線区の存廃も視野に入れた再構築協議会の設置を迫られることとなりますが、再構築協議会の設置基準を踏まえた町の対応方針を伺います。

議長 企画課長代理。

企画課長代理 お答えいたします。

改正地方公共交通活性化再生法に基づく再構築協議会に関してのお尋ねであります。まずこの再構築協議会とはどういうものなのかについて簡単に触れておきます。再構築協議会は、利用者の減少によって鉄道の運営が厳しくなった線区を対象に、鉄道事業者、北上線の場合はJR東日本と沿線自治体、鉄道利用者、そして国が持続可能な地域公共交通を再構築するため

に話し合う場ということになっております。この協議会は、鉄道事業者か沿線自治体の要請に基づき、国がこれを設置することになっているものでございます。

そして、この再構築協議会の対象区間ではありますが、国が示している基本方針では、次の3つの条件を全て満たしている必要があるとされており、1つは都道府県をまたぐ区間、2つ目は輸送密度という一つの数値データがありまして、これが4,000人を下回っている区間、3つ目は関係者相互間の連携と協働の促進が特に必要と認められる区間ということで、少し分かりにくいのですが、具体的には先ほどの輸送密度で1,000人未満の区間とされているようです。

北上線の場合は、今説明した3つの条件を全て満たしておりますので、再構築協議会の対象となり得る路線ということになります。ただし、1つ目の都道府県をまたぐ区間にはなお書きがありまして、特急列車や貨物列車が走っている区間や、災害時や有事において貨物列車が走行する蓋然性が高い区間など、国とJRとの間で基幹的鉄道ネットワークを形成する区間として確認された区間は、当面、再構築協議会の対象としないとあります。北上線は、かつては貨物列車が走っていたわけですが、このなお書きにある災害時や有事において貨物列車が走行する蓋然性が高い区間として果たして認められるのかどうかということや、物流業界におけるカーボンニュートラルの推進と、いわゆる2024年問題への対応で、貨物鉄道には強い追い風が吹いていることなどにも意を配りながら、国やJRの動向を注意深く見ていく必要があるものと思っております。

ただし、新聞報道によれば、JR東日本の盛岡支社は、北上線を含む県内6路線について、当面、再構築協議会の設置要請を行わない方針とする一方で、地域の将来に最適な輸送モードについて、再構築協議会とは別のテーブルで沿線自治体と話し合っていく意向も示しているこ

とから、今後JR側からそのような申入れがあった場合には、沿線自治体や岩手、秋田両県とその対応について話し合う必要があるものと考えているところでございます。

議長 真嶋実君。

2番 制度について丁寧な説明をありがとうございました。今の最後のところで、当面、盛岡支社のほうでは再構築協議会を設けなくて別な方法でということではありましたけれども、先ほどのキャンペーンの事例と同じように、待つ姿勢でいると、いつの間にか外堀が埋められていてということにもなりかねませんので、その点、十分心してかからなければならないのではないかなと思います。

加えて、要件の4番に挙げられた問題ですけれども、貨物について現況で大きく条件が変わってきていることも説明いただき、ありがとうございました。私のほうで把握しているところと言うと、加えていくと、一番今目の前には、2024年問題というのがすぐ前に迫っている問題で、秋田市内においても運送業者さんに貨物利用の促進を図る会議が行われたりとか、またつい最近のニュースでは、トヨタのグループが九州方面の部品輸送をJRに切り替えたなどというニュースも上がっております。

北上線の貨物復活、ちょっと荒唐無稽と思われるようなところもあるかもしれませんが、時代は非常に大きく変わっております。特に北上、金ケ崎が岩手県有数の工業地帯として発達している中、金ケ崎にはかつての引込線もあったそうです。現在も登録上は残っているように聞いております。また、秋田には秋田港などもございますから、今の沿線3市町に加えて金ケ崎や、あるいは秋田市なども加えながら、大きな力として働きかけをやっていくことは、巨象に向かうような仕事であっても、大切な仕事になるのではないかなと思いますので、検討をお願いします。

(5)番、6月に策定された西和賀地域公共

交通計画において、JR北上線はどのように位置づけられていますか。また、計画の実施体制はどうなっていますか。

議長 企画課長代理。

企画課長代理 お答えいたします。

今年度策定した西和賀町地域公共交通計画におけるJR北上線の位置づけということですが、本計画上では、北上線は西和賀町と町外拠点を結ぶ公共交通の役割を果たす広域幹線という位置づけであり、北上線利用促進協議会の活動を通じ、一定以上の運行水準の確保を目指すとしているところでございます。

議長 真嶋実君。

2番 では、(6)番、8月に開催されたJR北上線とまちづくりを考えるシンポジウムでは、旅客事業の利便性や経済性だけではない北上線の価値の重要性について提言がありました。西和賀町地域公共交通計画実施に当たっては、より踏み込んだ形で、観光や貨物、物流も含めたJR北上線の多面的な価値の再創造に努め、次期計画の準備や計画の修正などの準備を進めるべきではないかと考えますが、いかがですか。

議長 企画課長代理。

企画課長代理 お答えいたします。

本計画は、西和賀町の取組だけで完結するバスなどの二次交通側に重点を置いているものであり、同じ公共交通であっても、沿線市町や県といった広域的な取組が必要な鉄道について、しかも民間事業者が運行している輸送モードについて、町独自の計画に入れ込むことはなかなか難しいのではないかと考えているところでございます。

議長 真嶋実君。

2番 民間のということについては、ほかのバスその他についても民間事業を含めた対策ではないかなと思いますので、そこはよく検討いただきたいと思います。

本質問の最後に、昨日、唐仁原議員からは、北上線存続に向けて総合プロデューサーを置く

べきではないかとの提案もありました。単発ではない継続的な取組に向け、外部人材登用に問題があるのであれば、町長自らがさらなる強いリーダーシップを取り、制作の要となり……この「セイサク」というのは物事を制作する、政治のほうの政策ではございません。制作の要となり、個々の事業にディレクターとして方向性を示していける責任者を配置することが必要と思いますが、いかがでしょうか。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

参考にさせていただきます。

議長 真嶋実君。

2番 では、項目2番に移ります。買物環境の整備について。次の買物環境の整備についても、昨日の質問と重なる点がありますが、異なる視点からの質問ということで、理解の上答弁をお願いいたします。

(1)、買物環境の問題についても、昨年12月に開催された、さきに話したものと同じ、町政懇談会の場で話題となっております。参加者からは、「町内の商店が廃業して、日々の買物に困っている」との発言がありました。この発言を受け、町ではどのような検討、対策を行ってききましたか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、私のほうからは商工施策の面からお答えしたいと思います。

平成26年に商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部が改正され、商工会が行ってきた経営改善普及事業の中に、小規模事業者の経営発達に資するものとして経営発達支援事業を新たに位置づけ、商工会が小規模事業者の経営戦略に踏み込んだ支援を実施する経営発達支援計画を経済産業大臣が認定する仕組みが導入されました。

令和元年5月に、新たに一部を改正する法律が成立し、同年7月に施行され、商工会と町が共同で計画を作成する規定が盛り込まれました。

令和4年度から令和8年度を期間とする西和賀商工会第2期経営発達支援計画について、町でも商工会と共同で作成を行い、令和4年3月18日に経済産業大臣から認定を受けたところです。現在、商工会を中心として、地域のお店や会社の販路開拓や、持続化に向けた取組への支援に努めているところでございます。

以上です。

議長 真嶋実君。

2番 ありがとうございます。町政懇談会の報告にも、この経営発達支援計画、当日の答弁の内容だったと思いますけれども、載せられておりましたけれども、今説明を受けた上で、本質問の主題である買物困難者、そして買物環境整備の視点からいうと、具体的にどのような取組や改善対策が行われてきたかお知らせください。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

経営発達支援事業の具体的取組内容について、まず6項目ありますので、説明させていただきます。

1つ目、地域の経済動向、景気動向の分析と公表では、管内の経済・景気動向分析を行い、事業計画策定に活用しているところです。

2つ目の需要動向調査は、事業者の新商品開発及び既存商品の改良等のため、商談会におけるバイヤーニーズ調査の実施、こちらは3者実績がございます。また、町内の食品製造業者等の既存商品の販路拡大や新商品開発に資する消費者の需要動向調査の実施、こちら3者の実績。季節の食材西和賀フェア開催による消費者ニーズ調査、こちらは24者へ行っている状況です。

3つ目の経営状況の分析では、事業者が抱える経営課題等の解決のため、個別相談会を10回開催、あと経営分析については25者行っております。

4つ目、事業計画策定支援につきましては、

デジタルトランスフォーメーション推進と事業計画策定支援のために、相談会を10回、事業計画の策定事業者は14者、事業承継の計画策定事業者数は10者という実績となっております。

5つ目、事業計画策定後の実施支援では、事業計画策定事業者のフォローアップ支援の計画的な実施を行っております。

6つ目ですが、新たな需要の開拓に寄与する事業といたしまして、商談会への出展支援及び地域密着型の販売会等を活用した商品のブラッシュアップ支援による販路拡大、ITを活用した販路開拓の支援に取り組んでおります。

令和4年度は、おおむね目標値を上回る活動実績となっているところです。

観光施策といたしましては、町の商店の持続化というところの部分で取組を進めているということでございます。

以上です。

議長 真嶋実君。

2番 経営発達支援計画の説明として、丁寧にありがとうございました。ただ、もうちょっと今回のテーマのところ、絞ったところでの具体性のある回答をいただければなと思ったところではございます。

では、次に移ります。(3)、買物支援事業として、2010年には西和賀町社会福祉協議会と運送会社、町内の小売業者が協定を結び、買物支援を通して高齢者等見守りを行っている。先進事例ということで、現在これは国交省、それから農林水産省のホームページでも紹介されている事業がありますけれども、町としてこの事業を把握していらっしゃいますか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 西和賀町社会福祉協議会等が協定を締結して実施をしております買物支援事業についてお答えします。

買物支援事業は、平成21年からの3か年計画として、国のモデル事業、安心生活創造事業を活用しまして、西和賀町社会福祉協議会が町内

のモデル地区を対象に、平成22年からまごころ宅急便という名称で開始された事業になります。町としましては、西和賀町社会福祉協議会の事業の一つとして認識しております。

議長 真嶋実君。

2番 ありがとうございます。私も社会福祉協議会のところで、口頭ではありますけれども、伺ってきました。現状のところに向けてみますと、現在も協定は残っていますよと、ただ利用者については、ここ数年はゼロになっていると。そのときのお話では、運送屋さんの利用料金の高騰などもあり、なかなか利用は伸びなかったのかなと。また、もう一点は、利用する側は商品を見たいという根本的な欲求があって、そこもなかなかニーズとのマッチングが難しかったのかなというような分析をしていらっしやいました。加えて、社会福祉協議会としては、現在の取組については、昨日保健福祉課長から説明のあったB型サロンでの移送等のサービスに重点を置いているということでございます。

現状であまり機能してはいないということでございますけれども、昨日の質問にもあったとおり、現在非常に重要な課題になっているこの買物の問題ですので、これまでの経緯なども踏まえて事例を押さえて、今後の施策の参考にするべきではないかなと考えております。

町内の取組としては、ほかに生活協同組合の共同購入事業もあります。この事業については、当初、農業協同組合、生活協同組合、両者が生産者と消費者による協同組合間提携事業としてスタートした経緯もございます。西和賀町にはまた、以前は移動販売車が民間ベースで非常に普及していた地域だったと思います。現在なかなか事業者が減ってしまっていますけれども、現在も小さい事業であっても続けている事業者さんもございます。今後こういった事業が継続していくために、行政に何ができるかという点、検討されているでしょうか。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

昨日から町の重要な課題ということで、買物についてご質問いただいております。今ご指摘の点につきましてですけれども、それをしっかりと明確にした、そういう支援は現在のところ設けてございませんけれども、今までにご説明させていただいた、いろいろな農業関係であったり、福祉関係であったり、もちろん商工関係もございますけれども、そのような施策の中で個々のご相談、あるいは悩みにつきまして対応させていただいておりますし、今後もそういうことにつきましては大きい課題であるという姿勢で向き合って、ご相談、あるいは支援、あるいは協働でできるものということに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議長 真嶋実君。

2番 ありがとうございます。今私の質問した内容についても、「も」というか、質問については、各担当課単独ではなかなか答えにくい内容だったのかなというふうに理解はしますけれども、その上で、後でもまた述べますけれども、この問題については、一つ一つの担当課の枠の中で解決しようとするだけでなく、町が組織横断的に議論を深めていかなければ解決できない問題ではないかなと考えております。

(4)番、10月に町政調査会により視察研修をさせていただいた宮城県丸森町では、自治組織の筆甫地区振興連絡協議会が一般社団法人格を取得し、自主事業としてガソリンスタンド、生活用品店舗、移動販売なども行っておりました。この質問では、この研修に同行いただいたふるさと振興課長もいらっしやいましたので、この先進事例を西和賀にどう生かしていけるか議論を深めていきたいと思っておりますけれども、本日体調不良により欠席ということですので、この点は議会広報の報告に譲りたいなと考えます。

その上で、今後地域の買物環境整備に向けては、個人事業主だけでなく、自治組織や福祉団

体、協同組合、運送業者、そして郵便局など、様々な主体の可能性を探っていかなければならないと考えます。昨日の刈田議員からの質問でも、かなり具体的な検証が行われ、地域づくり組織の役割の重要性、その中で一方マンパワーの不足という課題などが見えてきたかと思えます。このマンパワー、人の力を補うために必要なのが行政による仕組みづくりと考えております。さきに挙げた事例のほかにも、全国的に目をやる、あるいは近隣市町村に目をやると、地域のスーパーと提携し、移動販売を展開するネットワーク、あるいは郵便局と大手コンビニが提携し、無人のコンビニを設置するといった事例もございます。多様な主体と事業形態、そして買物と福祉といった多面的な価値観に基づく事業を推進するに当たって、役場では組織の垣根を越えて、観光商工、健康福祉、農業振興、ふるさと振興など、組織的、横断的な検討が急務と考えますが、今後の対応についての考え方を伺います。

議長 内記町長。

町長 先ほどの私のお答えした部分と、そして昨日刈田議員へお答えした部分と重なる部分がございますけれども、高齢化が著しい本町におきまして、今回議員が取り上げられております買物環境の整備という問題は、大きな課題であるという認識は同感でございますし、持っております。

今回いただいております買物困難対策につきましては、商工、福祉、農業、自治組織それぞれを所管する課からお答えさせていただきましたように、組織横断的な課題であり、その対策が必要であるということはそのとおりであるというふうに考えます。

現時点におきまして、庁内で組織横断的な特別な体制は取っておりませんが、引き続き課同士の組織の連携を図りながら、必要に応じて対応させていただきたいというふうに考えております。

議長 真嶋実君。

2番 先週、12月5日には、NHKの「クローズアップ現代」で、テーマ自体はちょっと変わりますが、買物困難者の増加と買物環境対策についての特集が行われていました。この際に紹介されていた鳥取県では、現在県の中に、今年4月ですか、買物環境確保推進課を設置して、それに向けた交付金も準備しているということでしたので、こうした情報を添えて、この質問を終わらせていただきます。

では続きまして、3番、住民懇談会等、町民の声への対応についてということで、質問項目3に移ります。本日、私がさきに行った大きな項目2項目の質問は、それぞれ、質問それ自体の重要性に加えて、町政懇談会における住民の意見要望に端を発した課題に町がどのように対応してきたかという視点も含めて質問させていただきました。これについて、私へのこれまでの回答、これまでの回答を含めて思うところでは、ちょっとこの町政懇談会に出された町民の声を受け止めるという姿勢が町の中で弱いのではないかなということ、さきの2問を含めて感じているところであります。前の質問の最後にもありましたけれども、特に特定の課を超え、組織横断で対応するという点については、大きな課題が残されているのではないかなという思いを持っています。それを踏まえたところで質問に入ります。

(1)、町政懇談会は、昨年12月、町内6会場で開催されました。そのうち湯田庁舎で行われた懇談会は、リモートでの参加も受け入れ、熱気を帯びた懇談会になったと記憶しております。本年1月20日には、町のホームページに「町政懇談会での質疑応答・意見の要旨」が公表されていますが、懇談会で出された意見、要望等により、その後改善された事項、また現在取り組んでいる事項はどのようなものがありますか。

議長 企画課長代理。

企画課長代理 お答えいたします。



昨年12月に開催いたしました町政懇談会ですが、昨年度末に調査した第2次総合計画後期基本計画と第3次行政改革大綱の素案について、住民の皆さんに説明し、ご意見などを伺うために実施したものでございます。

懇談会では、素案に対しての質問や様々なご意見なども寄せられたところですが、この懇談会が後期計画と行革大綱の素案に対するご意見を伺うという趣旨であったことから、出されたご意見やご要望に直接レスポンスする形で改善したり、取り組んだりした事案はあまり多くはありませんが、例えば景観を害していた倒壊家屋を行政代執行によって撤去したことや、委託型の地域おこし協力隊を導入したこと。また、これは議会としての取組になりますが、インターネットで議会中継を視聴できるように、現在真嶋議員も関わって取り組んでおられているところかと思えます。このほか、除雪作業員の募集や空き家解体補助金の限度額の引上げ、保育施設のあり方検討、道の駅の移転検討、西和賀高校の魅力化支援など、懇談会でのご意見も踏まえた形で、内容の見直しや取組を強化したという事例もありますし、今後の取組を進める上での示唆をいただいたものと思っているところでございます。

議長 真嶋実君。

2番 丁寧な回答ありがとうございました。個々の内容を見ますと取組の実態が見えてきましたが、町民目線からすると、それがどう改善されているか、生かされているかということがちょっと見えづらい状況になっているのではないかなと感じております。

(2)番、町政懇談会は、第2次総合計画(後期基本計画)の素案の概要説明を基に開催されています。3月に策定された後期計画で、懇談会での意見、要望を基に修正など反映された点がありますか。

議長 企画課長代理。

企画課長代理 お答えいたします。

町政懇談会でのご意見、ご要望を基に、後期計画に修正、反映された点はあるかというお尋ねではありますが、昨年の懇談会でお示しした計画の素案につきましては、まちづくりの4つの目標ごとの基本施策、具体施策、主な取組内容、重点プロジェクトといった部分をお知らせしたものであり、懇談会で出されたご意見やご要望によって、これらに修正を加えたという経緯はなかったものと承知をしております。

議長 真嶋実君。

2番 これはもう前提から修正する用意がなかったのでしょうか、あるいは必要がなかったのでしょうか。この12月以降でいきますと、1月16日から1月27日までですか、各委員会、審議会、そして1月末からはパブリックコメント、そして2月14日が審議会の答申というプロセスを踏まえているようですけれども、この間の策定、審議の様子について、もう少し教えていただけますか。

議長 企画課長代理。

企画課長代理 お答えいたします。

基本構想審議会では、文言等の修正等は加えられた部分はございましたが、今回の住民懇談会で文言等の修正を行うことはございませんでした。

議長 真嶋実君。

2番 それでは、(3)に移ります。町のホームページ内の「各種懇談会、町政への意見・提言」では、上記の町政懇談会のほか、まちづくり懇談会の開催や町政への意見・提言を呼びかけていますが、これを受け、町民からはどのような声が寄せられていますか。

議長 企画課長代理。

企画課長代理 お答えいたします。

まず、まちづくり懇談会ですが、最近では令和元年度に2回、平成30年度に1回の申込みがありまして、それぞれ町側からは町長はじめ幹部職員が出向いて懇談を行っております。内容は、そのときの町政課題に関するものが多く、

地域の公共施設のあり方や町の財政状況、生活インフラのこと、道路除雪のことなど多岐にわたっております。

また、町政への意見・提言は、ここ数年でも何回かいただいており、内容は公共施設の維持管理に関して、町の財政状況に関して、お住まいの周辺環境整備に関してなどのご質問やご意見をいただいているところでございます。

議長 真嶋実君。

2番 この案件については、それなりに実績があるということが確認できてよかったかなと思っておりますけれども、なかなかふだん我々が目にする感覚では、こういうことがちょっと反映されていないのではないかなというように思いで見ておりました。

町が町民の声といかに向き合うかについては、6月の定例会でも一般質問で取り上げさせていただきました。今ある仕組みが町民の声を受け止めるために機能していると考えますか。町民がもっと自分の声を上げようと思うには、住民懇談会やパブリックコメント、またSNSの小さな声を町が吸い上げる姿勢をより伝えていくことが大切ではないかと思っておりますが、この点について町長の考えを伺います。

議長 町長。

町長 お答えいたします。

ご指摘の点はいただいて、しっかりそれに対応し、できるだけ町民の方々の声を取り入れるといいますか、向き合っていけるようにしていきたいというふうに思います。

ただ一方で、やはり協働に関するいろいろ基本条例などを踏まえますと、お互いにやり取りして何かをつくり上げたり、問題を解決していくと。先ほどの買物についてでもあります。確かに行政がやらなければならない点は、ご指摘のとおりでございますけれども、なかなか買物、それ以外にも大きな課題ありますけれども、行政だけでということがなかなか難しい状況になってきているのも現実ではないかなというふう

に思います。そういう点におきまして、先ほどの協働の精神といいますか、その取組でどう解決していけるのかという視点でもしっかり向き合っていかなければならないなというふうに考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

議長 真嶋実君。

2番 協働の精神で町民にも負担をとということであり、それはもつともでありますけれども、住民の感情、町民の感情とすると、そういうような声を町が発すること自体が一つの大きな垣根になっている現実もあるのではないかなと思います。これについては議論を重ねても水かけになるかもしれませんので、以上で質問を終えさせていただきます。

議長 以上で真嶋実君の一般質問を終結いたします。

ここで11時5分まで休憩いたします。

午前10時53分 休 憩

午前11時05分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順6番、中村ひとみ君の質問を許します。

中村ひとみ君。

4番 議席番号4番、中村ひとみです。12月に入りましていまだ、昨日の新聞にもありましたけれども、熊の目撃情報が報道されています。町内でも農業被害、米が結構被害に遭っているという話を聞きます。あとは人身被害もありました。最近ですけれども、人身被害に実際に遭われた方と対面でお話をする機会がありまして、けがの状況ですとか、そういったものも実際見たのですけれども、本当に恐ろしいです。実際にそういった、どれだけ怖かったのかなとか、あとはあれから3か月近くになりますけれどもやはりまだ治療に通院されています。町内にいる方は、熊が怖くて生きていられるかと強気なことをおっしゃられますけれども、状況は非常に変わってきています。こういったことを、私

も犬を連れて結構長時間散歩したり、山林ですとか川ですとかいろんなところを歩くのですけれども、非常に冷やっとするような遭遇もあったり、本当に人ごとではないなというふうに思いながら生活しています。今起きていることは異常事態だと、そういうふうに私は痛感しています。

私からは、本日は2点、熊対策について、昨日唐仁原議員からも獣害について質疑がありました。私のほうからは、この熊対策、熊害について特化して質問させていただきます。あともう一点は、水道料金です。こちらの2点になります。どうぞよろしくお願いたします。

まず、熊害対策についてですけれども、先ほど申し上げたように、状況は非常に変わってきています。本町に限らずですが、高齢化や人口減少の過疎化により耕作放棄地が年々増えています。山林と地続きになり、熊の生息環境が人の生活圏に近づいてきています。今後、熊の食料となるブナなどの木の実の豊作、凶作にかかわらず、人里近くにすみ着き、人間を恐れなくなった熊の出没は増えると考えられます。

今年は大凶作で、山から下りてきた新参加者も加わっているのではないかと思います。熊は非常に執着心がありますので、生きるのに必死です。一旦下りてきて、山の小さな栗よりは里の屋敷栗の大きいほうが食べごたえもあるでしょうし、これはいい環境だなと、いろいろな自然環境の変化なども見て学習していると思いますので、そういったことも考えると、今後熊の被害というのは拡大していくのではないかというふうに私は非常に危機感を持って感じているところです。

こういった状況の中で、的確な管理の下、保護をしながら、私たちは安心して生活できるように模索していかなければなりません。こういった熊との共存について、西和賀町の取組について伺いたいと思います。

まず最初の質問は、熊の生息状況や個体数、

これをどのようにして把握しているのか伺います。

議長 内記町長。

町長 熊被害の対策に関するご質問につきましては、担当課長から答弁します。

議長 林業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 それでは、ただいまの質問につきましては、私のほうから答弁をさせていただきます。

町では、通報を受けた情報につきましては、出沒状況表を作成するとともに、毎年度ごとに出沒した位置を図面に落とし込んで把握をしているといった状況です。

なお、ツキノワグマの生息状況、個体数につきましては、町で直接把握するのは難しいということですので、岩手県のツキノワグマ管理検討委員会が提供するデータにより把握をしているというのが現状でございます。

以上でございます。

議長 中村ひとみ君。

4番 ありがとうございます。私もツキノワグマ管理検討委員会の議事録など、ほかにもいろいろと非常に情報がありますので、今ネットでも配信されたりして、私も割と情報過多過ぎみですけれども、熊の出没数ですとか、先ほど申し上げましたように、熊の人身被害に遭われた方とお話をしましたところ、実際に報道されている内容と被害に遭われた方の内容がちょっと食い違いが見られたのですが、町としてはそういった人身被害ですとかが起きたときに、どのような形でその情報を入手されているのか。また、こういったツキノワグマ管理検討委員会のほうにどのように情報を、こういったルートでお渡ししているのか、そういったところを伺いたいと思います。

議長 林業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 ただいまの質問につきましてお答えいたします。

まず、被害の状況の入手ということござい

ますけれども、直接人身被害に遭われた方とお話をしたということではないのですけれども、ご家族、身内の方から状況のほうを詳しくお聞きをして、把握をしているというものが実態でございます。

それから、どのようなルートで情報をお渡ししているかということですが、これ県のほうの鳥獣の対策課ですか、担当課ありますけれども、そちらのほうに花巻の農林振興センターを經由して情報提供しているというものが実態でありますので、直接その検討委員会のほうにお渡ししているわけではないのですけれども、花巻農林、そして県の担当課、そのようなルートで情報のほうを提供しているというものが現状でございます。

以上でございます。

議長 中村ひとみ君。

4番 ありがとうございます。やはり身内ですと、そのときの状況というのは分からないと思います。実際に出没の状況、数、あとは場所だったりとか、そういったことをマッピングされているわけですから、今後県とか国の指針といえますか、そういったところと調整しながらなってくるとは思いますが、ツキノワグマ、地域によっては絶滅危惧種になっていますので、やはり保護をしながら生活をしていかなければ、共存していかなければいけないわけです。ということは、やはり正しい情報を蓄積してマッピングする必要があると思いますので、後日でもやはりその本人とお話をすることは大事ではないかと思えます。いかがでしょうか。

議長 林業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

ご指摘を受けて、当然その直後であるとなかなかお話をする機会は得られないと思いますので、落ち着いたところで改めて確認をさせていただきたいというふうに思います。

議長 中村ひとみ君。

4番 あと、町で例えば監視カメラですとか、

そういったものを設置というのはされているのでしょうか。

議長 林業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

そのような機材もありまして、設置をしたということもあります。

以上でございます。

議長 中村ひとみ君。

4番 ありがとうございます。

では、質問2番目、町では追い払いを推奨しています。私の感じでは、追い払いというよりも脅かしではないかなと思います。実際にわつと驚いて逃げて、また戻ってきます。やはり熊というのは学習しますので、一瞬驚いても、何もないとなると戻ってきます。と思います。私、熊ではないのであれなのですけれども、そうではないかというふうに思います。

そういった追い払い、推奨されていますが、こういった効果というのも限界に来ているのではないかと思います。熊の撃退カメラや音を出す器具など、時間が来れば学習してしまうわけで、アーバンベアと言われる新しい世代の熊が存在しています。全く人間を怖がっていません。私も実際に目の前を普通に歩いて通っていくのを見ました。犬には多少反応がありますけれども、電気柵というのは一定の効果があるのではないかと、痛いですから、効果があるとは思いますが、これを全部に使うとなると大変なコストがかかります。ですので、今まで以上に徹底した環境整備というのにも必要になってくるというふうに思いますが、どのようにお考えでしょうか。

議長 林業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えいたします。昨日の唐仁原議員の質問に対する答弁と重なる部分もありますけれども、お答えをしたいと思います。

まず、ツキノワグマの被害につきましては、岩手県において定めた手順に従って対応すると

いうものが基本になります。繰り返しになりますけれども、1つ目としては西和賀町鳥獣被害対策実施隊、これは猟友会でございますけれども、パトロールの指示や防除威嚇機、これは爆音機というものですけれども、この設置による追い払いを実施するというものがまず第1段です。

その上で、2つ目として、電気柵等の防除設備の設置を推進し、適正に農地等の管理を行うよう指導する、これは守る対策ということとなります。

そして、その上で、追い払いや守る対策を行っても農業等の被害が発生もしくは人身への被害が現に発生し、または発生する危険性が高い場合、最終手段として捕獲等を実施する、これは捕まえる対策ということとなります。

2つ目の守る対策につきましては、令和2年度から電気柵設置事業補助金を設置したところでありますし、また3つ目の捕まえる対策につきましては、議員ご指摘もありますけれども、ツキノワグマは外来種等の鳥獣と異なり、やみくもに捕獲することはできないこととされており、岩手県から捕獲許可頭数の配分を受けた上で、捕獲に係る留意事項を遵守し、実施をしているというものでございます。

これらの対策の考え方は適切だったというふうに考えておりますが、例年にない異常な出没に対して、十分に対応し切れなかった面もあったというふうに考えております。今年に対応全般について、しっかりと総括を行った上で、体制の整備を図っていく必要があるものというふうに考えております。

以上でございます。

議長 中村ひとみ君。

4番 ご説明ありがとうございます。そういったフェーズを踏まえての段階的な対策になるかとは思いますが、西和賀町は面積の90%が山林です。非常に自然に囲まれていまして、どこからでも熊が入ってくるわけです。

それで、11月に唐仁原議員のほうでセッティングをされた熊害対策のヒアリングがありましたけれども、そこで長野県のNPO法人ピッキオさんがベアドッグを導入して一定の、一定ではなくて結構な効果を上げています。この犬を、ベアドッグですね、特殊な訓練を積んだ犬ですけれども、頭数そんなにないですが、こういったもっと追い払い、非常に受け身の感じがします。熊も非常に学習能力がありますから、こんなにのんびり構えていいのかなと、実際私はそういうに思うわけですけれども、もちろんむやみに撃ってはいけませんし、きちんとした管理の下、守りながら、保護しながら共存していかなければいけない。やはり動物には動物が効果があるのではないかと私は思います。

熊の天敵というのは、ツキノワグマ管理検討委員会の議事録にもありましたけれども、これ本当かどうか分からないですが、蛇が天敵だというふうに。何か北海道のヒグマの群れにアオダイショウを放り込んだら、泡を吹いて逃げたということが書いていました。蛇のにおいなのか、動き、そういったものが苦手だというふうな見解がありました。

あとは、天敵ですとオオカミです。私、子供のときも犬を飼っていましたが、昔は一家に1頭犬がいて、ほぼ放し飼いだかったです。今は違法なので、そんなことされていませんけれども、きちんと管理されています。あと、時代の流れとともに中型犬以上を飼われる家庭が激減しました。昔は犬が放し飼いで、知らないうちに熊を追っていたのではないかなという感じもしますけれども、犬を導入して、こういった熊害対策をしていくというのも一つの家ではないかと私は思います。ベアドッグは本当に頭数少ないですし、すぐに導入することはまず無理だと思いますが、町として独自のそういった取組というのは、前向きに検討されてもいいのではないかとというふうに思います。

例えば地域おこし協力隊、そちらのほうも新しく今追加で募集されていますけれども、反響がちょっと危ういですが、犬を導入したパトロール隊のようなもの、私、犬を散歩していてよく思うのですけれども、やはり効果があります。リードを持っていて、そのリードが蛇に似ているから寄ってこないのか、あと犬はすぐに匂いで分かりますのでほえます。そうすると威嚇行為になるので、あとはマーキングもしますし、寄せつけないような、そういった効果というのが結構あると私は実感しています。ですので、地域おこし協力隊、女性募集もかけていますけれども、犬と一緒に町内をパトロールするような部隊といますか、そういったものも設置することもよいのではないかなというふうに私は考えます。

あとは、農業振興課のほうで、今度過疎化がどんどん進んでいくわけですから、人口も減るし、獣害、熊だけではなくて、これに悩まされるはずで。これはもう確実です。片手間にやっている場合ではなくなってくると思います。そのためには、きちんとした専門の知識を持った人を設置して、そしてきちんと対策、対応できる、そういった課なのか、獣害課なのか、人なのか、組織なのか分かりませんが、そういった機能を西和賀町は持つべきではないかと私は考えますが、これに関しては内記町長から意見をお伺いしたいと思います。

議長 内記町長。

町長 たくさんいただきましてありがとうございます。いろいろそうしていけばいい点はございますけれども、なかなか現状では厳しい面もございまして、やはり県等の科学的な、その時点での裏打ちある対策等を指針としながら、対策していくということに尽きると思いますし、熊が増える増えないもいろいろ状況あると思います。そちらもよく見計らいながら、対応させていただきたいというふうに思っております。

議長 中村ひとみ君。

4番 あとは、よく歩いていてちょっと気になる、熊を誘引しないための、収穫しない栗ですとか果実は伐採してくださいということも推奨されています。これはもちろんだと思っておりますけれども、栗の所有者が不明だったりとか、もうお亡くなりになられているとか、そういった場合はそこにあるわけです。ましてやそれが民家の近くだったり。そういった場合は、町として何かアクションとかされるのでしょうか。

議長 林業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えいたします。

やはり栗の木、個人の所有ということですので、勝手に町が手をかけて切り倒すというわけにはいかなくて、そういった場合はやはりその親族の方ですとか、関係者を探してお願いをするしかないというものが現状です。非常に弱い話なのですけれども、そういったお願いをするしかないというものが現状ということでございます。

以上でございます。

議長 中村ひとみ君。

4番 そうすると、そういうふうな対策を検討はされているということによろしいのでしょうか。

議長 林業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 そのとおりでございます。今年、私、告知端末でも呼びかけをしたのですけれども、木を切ってくださいということは理解できるけれども、その経費がかかるということですので、やはり経費に対する補助事業等、これは検討していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

議長 中村ひとみ君。

4番 ありがとうございます。

それとあとは、耕作放棄地もこれからどんどん増えていきます。中山間直接支払交付金ですとか、多面的機能交付金ですとか、いろいろあ

りますけれども、ちょっといろいろと縛りがあるかと思えます。こういった民有林なんかも問題だと思えます。大分荒れています。複数の所有者だったりとかしますので、こういったところというのはやはり熊の隠れ家になるのです。絶好の場所です。こういった場所を利活用して、遊歩道を造ったりですか、レジャー用の何か、キャンプ場ですか、休憩場みたいなものですか、アスレチック、そういったものを例えばその地域のにぎわいづくり。なぜにぎわいづくりが必要かという、熊が怖いと言って出歩かないと、熊の思うつぼなのです。どんどん熊が出てきます、こっちに。ですので、やはりこのにぎわいづくりというのは守らなければいけないと私は思います。こういった民有林ですか耕作放棄地、そういったものを使った、利活用したにぎわいづくりのための支援、町としての支援、そういったものは何か考えていらっしゃるのでしょうか。というか、そういったものはないのでしょうか、伺います。

議長 中村ひとみ君、今の関係は熊の被害対策に対する関連の質問ですね。

4番 はい、そうです。

議長 林業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

直接そのような考え方というものは持ち合わせていなかったのですけれども、非常にいい提案だなというふうに思って、参考にさせていただきたいというふうに思います。

なおということですが、私、先ほど追い払いの関係の質問で、3つの方策をお答えしたのですが、これはあくまでもツキノワグマが近くに寄ってしまっ、どうしたらいいかという後手の対策ということとなります。常々申し上げていますが、やはり町民の皆様にご気を付けていただきたいということがありまして、そういったことを地道に行う。その一つとして、にぎわいのある場所づくりということがあるかと思えますけれども、熊が近寄って

こない環境づくり、刈り払いですとか、伐採ですとか、いろんなものを置いて散らかさないですとか、そういったことをしっかり地道にやっていくしかない。先ほど申し上げたのは、その上で近寄ってきたらということですので、これは追い払いですとか捕まえるというのが前面にあるものではなくて、基本的には地道のだけれども、近寄らせないような対策、人間の存在をしっかりと熊に教え込んでということもあります。犬の話もありましたけれども、人間というのは怖い存在だよということを教え込むことによって近づかない。そういったことを含めて、日頃の対策が必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

議長 中村ひとみ君。

4番 ただいま課長が申されたように、私も同感です。昨日も言及されていましたが、やはり熊対策というのは、熊害対策というのは住民が一体となっていくものだと私も思います。野菜のくずだったりとか、そういったものを外に放置してはいけないと思いますし、あとコンポストですとか、そういった設置も考えなければいけないと思います。あとは、最近は県道沿いの小屋にも入ったりしていますけれども、あれはどうやって入ったのか、シャッターが開いていたのか分からないですが、やはり古い小屋だったり、入り口が壊れている、窓が壊れている、そういった状態で放置しますと熊が入ります。熊だけでもないとは思いますが、そういった状況というのは、廃屋、そういったものももちろん町では把握されているとは思いますが、優先順位とか、いろいろあるとは思いますが、やっぱり熊対策の一つとしてそういったものの管理といいますか、所有者へのフォローアップですとか、そういったことは大事になってくると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。検討といいますか、実施していただきたいと思います。

あとは、高齢化であるがために人口も減ってきているわけで、仮払いですとか、草を刈ったりとか、そういうのが非常に困難になってきています。頑張っても草を刈っても、コストもかかります。ですので、そういった燃料費の補助ですとか、あとは作業部隊の導入ですとか、そういった支援を町として考えていただけないものかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えいたします。

私、農業振興課長も兼ねておりますので、その観点からお答えしたいと思いますけれども、中山間地域等直接支払交付金事業、あるいは多面的機能支払交付金事業のほうで、いわゆる刈り払い、草刈りの部分に関しては措置をされているということですので、そちらを活用して対策をお願いしたいということでございます。

以上でございます。

議長 中村ひとみ君。

4番 ありがとうございます。

では、熊についてはこれぐらいにしまして、次の……すみません。まだありました。質問の3番、観光に関する熊の対策について伺います。県内でも熊の出没数が過去最多となった今年は、町内でも人身被害が2件発生しています。散歩に行けないという声が地域住民から聞かれ、町の魅力の自然散策がちょっと危うくなってきている状況です。来春のカタクリ回廊やミズバショウ群生地など、自然散策への影響と対策を伺います。

議長 林業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えいたします。

基本的には、観光地の管理者や観光関係団体から観光客に向けての注意喚起が必要であるというふうに考えておりますが、改めて町民の皆様にもふだんから気をつけていただきたい、これは町民だけではなく、観光客ということになり

ますけれども、共通の熊対策の大切な3つのポイントをお知らせしたいというふうに思います。

1つ目は、これが肝腎なのですけれども、熊にばったり遭わないということが大事です。音が鳴るものを常に携帯をして、こちらの存在をアピールする。また、熊の行動が活発になる夕方、早朝の散歩等はなるべく避けると。これは、熊の生態を考えてということとなります。

それでもですけれども、熊に遭ってしまったらどうするかということですが、熊に遭ったら、ゆっくり後ずさり。後ろを向いて逃げない、背中を見せるということですが、熊は後ろ姿を見せると追いかける習性があるために、非常に恐怖ではありますけれども、ゆっくり後ずさりをする。

そして、それでも襲われそうになったら熊スプレーというものがあります。これは、山や林の中に入る場合は常備しておくことが大事です。持っていない場合は、体を丸くして地面に伏せて、両腕で顔と頭部、顔の部分に来ますので、それをカバーして、被害を最小限に抑えるというものがあります。これはマニュアル的な話なのですけれども、なっております。

やってはいけない行動というものがありまして、これ荷物を置いて去る、リュックですね、こういったものを置いて去るというものです。熊に餌を与えると何とかなるのではないかなということで、こういう方がいらっしゃいますけれども、これをやってはいけないということです。その理由は、熊は非常に賢いので、人間を脅せば食べ物が食べられるというふうに覚えてしまう、学習してしまうためです。そのために、このような行動はやめていただきたいということです。

いずれにいたしましても、熊対策につきましては、県、市町村等の自治体の対策だけではなく、住民も一体となった対策が必要であるということとなりますので、よろしくお願ひしたいと思います。



以上でございます。

議長 中村ひとみ君。

4番 西和賀町の観光協会のホームページを見ますと、熊の状況というのが、注意喚起ですとか、そういった内容が見当たらなかったような気がしますけれども、こういうのはあえて意識的にされていないのでしょうか、伺います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

熊のそういう注意喚起につきましては、まず西和賀町についてはどこでも出没するような可能性はあるということで、全体に対しての喚起が必要だということだと思っております。町のホームページにおきましては、2023年度、今年度ですけれども、そういう全体の周知は行っていると思っておりますが、確かに観光協会につきましては、たしか何年前かに注意喚起を行っているという状況ではございまして、今年度については行っていないという状況でございます。

やはり考え方としては、観光客に来てもらうということがあって、熊がすごく頻繁に出るのでというような形で、なかなか難しいところもあるのですけれども、いずれそういう注意喚起は全体に行うような形だと思いますし、個別に、そういう施設ごとによっては、頻繁に出るような場合は、それ相応の対応というのもまた必要だとは思っておりますので、そういうところについて、観光協会としてもそういう注意喚起の部分で、対応についての周知などは行いたいと思います。

以上です。

議長 中村ひとみ君。

4番 やはり先ほど林業振興課長が言われたように、ばったり遭わないというのが一番です。びっくりすると襲ってきます。二本足で立って、頭部を狙ってきますので。

あとは、観光協会さんの例えばSNSとか、そういったところで、1人ではなく、単独ではなくて、グループで行かれるとか、そういった

ことも大事だと思いますので、そういったところも併せて注意喚起していただければと思います。

熊に関しては、ここまでとさせていただきます。

次、水道料金についての質問です。西和賀町の水道料金は、家庭用、営業用、団体用、臨時用の4用途に区分し、基本水量に対する基本料金と超過料金が設定されています。家庭用の場合、基本料金は10立方メートルまでは1,540円で、超過料金は154円。営業用は、基本料金が20立方メートルまでで4,180円、超過料金が198円となります。

営業用の場合、業種として飲食店、料理店、旅館、豆腐製造業、鮮魚店、菓子製造業、理髪業、美容院、洗濯業、公衆浴場という形になっています。明らかに水量を多く使うであろう旅館、製造業、洗濯業、公衆浴場と、実際の水道使用量が基本水量の半分にも満たない小規模事業者や個人事業主を一くりに同じ料金設定というのは、公平性を失っていると思います。

時代の流れとともに水道の使用量が減ってきているということは理解しておりますけれども、こういったところ、きちんと公平性を持った対応をしていただきたいと思います。こういった考えを実際どのように思われているのか伺います。

議長 上下水道課長。

建設課長兼上下水道課長 それでは、水道料金について私からお答えいたします。

まずは、西和賀町水道事業給水条例における水道料金の基本的な考え方、これについてご説明いたします。本条例は、町村合併時にご決定いただいた料金から、消費税改正に伴い料金改定を行ってまいりました。水道料金の用途は、ただいま議員ご質問のとおり、家庭用、団体用、営業用及び臨時用に区別されておりますが、全国的な例からすれば、家事用と営業用に分けられるのが一般的となっております。

本町における営業向け料金設定は、家庭用を除き団体用を基本としております。団体用料金は、10立方メートルまで2,200円、超過料金は1立方メートルにつき220円となっております。本料金設定が家庭用を除く料金の前提となるというふうに、まずはご理解いただきたいと思っております。

そこで、使用水量が比較的大きな業種では高額な料金となることから、営業用途料金を別に定め、20立方メートルまで4,400円のところを4,180円に、超過料金は1立方メートルにつき220円のところを198円と、団体用料金よりも低額とした業種設定としております。

ご質問の趣旨は、この営業用途としている業種内での公平性について問うものと存じますが、基本的に区分設定をしていることから完全な公平性を保つことは難しく、また事業者ごとの事業規模により使用水量は異なるものと考えております。過去5年度の水量をちょっと確認してみたわけですが、営業用途としている業種の多くが月20立方メートルを上回る使用水量となっており、コロナ禍前においてはさらに顕著でございます。そのようなことから、業種設定自体は適正であるものと考えております。

また、現在の用途とは別にさらに用途を細分化することは、料金形態を分かりにくくすることや業務を煩雑にすることにつながり、さらには全国的には用途種別を少なくする方向であることなどをご理解いただきたいというふうに考えております。

議長 中村ひとみ君。

4番 ご説明ありがとうございます。

8月に水道事業の講演会ありまして、実際にショッキングな内容だったのですが、非常に水道事業が厳しいというのは重々理解しております。ただ、やはりその公平性というのは、今後水道料金の改定もあるかと思いますけれども、西和賀町水道料金検討委員会、今いろいろ話をされていると思いますが、その進行状況、進

捗状況を教えていただけますでしょうか。

議長 上下水道課長。

建設課長兼上下水道課長 議員の皆様にも講演会を聞いていただいて、かなり理解をしていただいているところかなというふうに感じているところではあります、ご質問の検討状況についてお答えいたします。

西和賀町水道料金検討委員会は、今年の3月に第1回の委員会を実施しております。中身といたしましては、水道事業の基本的な事業運営状況、令和3年度決算による経営状況をテーマとしまして、今議員おっしゃったとおり8月には、今度は令和4年度に策定した現在の水道施設をそのまま維持した場合の更新需要、それから財政シミュレーション、これはいわゆるアセットマネジメントというのですが、これを示しまして、さらに令和4年度決算による経営状況を説明させていただいたところでございます。

基本的には、全委員からは、料金改定は必要であろうというご意見をいただいております、現在料金体系や料金設定について内部協議を行っているという状況でございます。

議長 中村ひとみ君。

4番 ありがとうございます。

その検討内容として、不公平感の是正についても、どのようにしていくのか、やはり確認をしていただく必要があるのではないかと私は思います。なぜかといいますと、今後、やはり時代の変化とともに、全てが大企業なわけではないです。小企業もあれば、小さなビジネスをやりたい、もしくはこれからお店を持ちたい、そういう人にもこういった、何から何まで今高騰しています。固定費である光熱費というのは非常に大きな負担です。なので、新しく何かをチャレンジしたいという人にとっても、こういった水道料金ですとか、電気代もそうですが、やはりちょっと、やってみようかなというふうになる気持ちを抑えさせてしまうというか、そういうマイナスの部分も出てくるのではないかと

というふうに考えるからです。ですので、公平性、そういったものをぜひ考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長 上下水道課長。

建設課長兼上下水道課長 業種により、もしくは事業者により、不公平感があるだろうというお話を改めてまたいただいたところでございます。営業用途となっています公衆浴場など一部業種では、確かに明らかに使用水量が多く、検討は必要であろうというふうに考えております。一方で、先ほども若干触れましたが、同じ業種であっても事業規模や経営状況などにより使用水量に大幅な違いがあるものもあります。いずれにせよ、業種による設定といった今の用途種別といった考え方が適正なものなのか、そもそも用途別とするべきなのかということも含めまして、本来であれば使用水量による完全従量制といった考え方、これは口径別と言いますけれども、水道の管の大きさですね、それに伴ってすべきというのが基本的には全国的な流れになっておりますので、そういったことなども含め検討してまいりたいというふうに存じております。

なお、今年度内に方向性を示す予定でございました料金改定についてですが、大幅な料金改定が必要だということがアセットマネジメント、今回行った3Cで分かりましたので、来年度策定予定のアセットマネジメント4Dというものがございまして、これは今後の人口減少……3Cの場合は、今の事業規模をそのまま維持する場合の料金とすれば、これぐらい経費がかかるであろうといったことでございます。それを基にしてつくってしまいますと、かなり料金が高額になりますので、新たに4D、これは今後の人口減少が進む本町の将来水需要、これの減少を踏まえまして各水道施設のダウンサイジング、こういったものも含め再構築する中長期的な再編整備構想といったものを視野に入れ、また新たに経営計画の検討材料として料金設定を行っていきたいというふうに考えておりますので、

改定時期についても改めて決定したいというふうに考えております。

それから、通告とは若干違うお話としまして、各事業者のトライに関する感覚が抑制されてしまうのではないかというお話でございまして、水道料金については基本的に使用者、使用量に伴って企業が成り立つものであって、一企業と同じ考え方というふうに考えていただきたいというふうに思います。そういった意味からは、基本的には全ての方から同等の料金を、考え方が同等としていただくものというふうに捉えているところであって、また違う町の施策の中では、商工業振興の中でビジネス事業であるとか、創業支援事業であるとか、そういった部分においては補助対策事業も行っているところがございますので、そこは一概として水道料金を下げてトライをしていただくというふうな考え方は、現在のところ持ち合わせておりません。

議長 中村ひとみ君。

4番 非常に分かりやすいご説明ありがとうございます。

私からの質問は以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長 以上で中村ひとみ君の一般質問を終結いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時49分 休 憩

午後1時00分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順7番、高橋宏君の質問を許します。

高橋宏君。

8番 皆さん、こんにちは。高橋宏です。今回一般質問7人目、最後となりました。最後ということで、同僚議員が質問した点で重複する質問があるかもしれません。といいますか、私の通告している中では住民自治組織についてが、他の議員も聞かれておりますけれども、私はまた違った視点で質問したいと思っておりますの

で、基本的には通告したとおりの質問をしていきたいと思ひます。

それでは最初に、畜産振興についてお伺ひいたします。現在の畜産の状況は、飼料、肥料の高騰、高齢化、後継者不足など、非常に厳しい状態が続いております。このような中で、来年度から町の第三セクターである牛乳公社が酪農事業を行う、スタートするという説明を受けております。将来的にかなり大規模な計画になるようですので、これによって来年度から町の畜産振興がどのように進められていくのかを順を追って質問していきたいと思ひます。

最初に、現在の町の支援状況についてお伺ひいたします。

議長 内記町長。

町長 畜産振興の取組に関するご質問につきましては、担当課長から答弁します。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 それでは、ただいまの質問にきましては、私のほうからお答えをさせていただきます。

酪農家に対する支援でございますけれども、施設、機械の導入に関する国県補助事業の申請に係る支援、価格高騰対策、疾病予防対策に係る補助事業などを実施しているということでございます。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 来年度から、先ほど申し上げましたように、牛乳公社での生乳生産事業がスタートするというので、第三セクターの直営事業に参加しない酪農家、酪農家5軒あるのですけれども、参加する酪農家、参加しない酪農家が出てきた場合、参加しない酪農家が町の支援の中心になっていくということなのかお伺ひいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えいたします。

各種補助事業や価格高騰対策事業などの支援

対象につきましては、現段階では変更する予定はないということでございます。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 先ほどの酪農家への支援事業の中ではちよつと出てこなかったのですけれども、町でヘルパー事業への補助金が出されておりますし、TMR事業へは、機械の補助等だったかもしれないのですけれども、これについて来年度からの変更はあるのかお伺ひいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えいたします。

ヘルパー事業につきましては、実施方法に変更はないということでございます。

なお、TMR事業につきましては、第三セクター直営事業の推移を見ながら、対応を検討していきたいということでございます。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 総合計画でしたか、生乳の生産量の目標値が、TMR事業を導入して年々増産というような計画、目標値になっているのですけれども、先ほど申し上げたように、もし5軒のうち3軒が牛乳公社のほうの事業に参加してとなると、町の目標値というのに変更が出てくるのかお伺ひいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えいたします。

生乳の生産量がどの程度まで伸びるかということが予想がつかないということから、現段階で目標値を変更することは考えていないということでございます。

議長 高橋宏君。

8番 第三セクター、先ほどから牛乳公社の生乳生産事業を見ていきますと、粗飼料生産100%を目指すというふうには計画が出ております。現在取り組まれている地域計画の策定において、

かなり大きな事業ですので、地域に影響が出てくると思います。計画策定について、どう取り組めばいいかというようなことになってくると思うのですが、その点についての地元農家との調整は進んでいるのかお伺いします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えいたします。

酪農事業の計画概要については伺っているということでございますが、詳細につきましては今後の検討となっているため、農地利用に関する地元農家との調整には着手をしていないというのが現状でございます。事業計画の状況を踏まえながら、調整作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 この点についてなのですが、この議会、一般質問の通告は11月下旬まででした。この時点では地元説明会がなかったのですが、12月4日に町のほうの案内で、この牛乳公社の事業についての説明会が地元で行われました。この説明会について、関連事項ということで質問を進めたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

議長 お願いします。

8番 それでは、12月4日の説明会についてお伺いいたします。

先ほど申しましたように、事業を進めていくのは牛乳公社なのですが、説明会自体、町で案内をしておりますし、今回事業主体とはいえ、町のほうで全然、一緒に説明するということはある程度、町としての説明責任もあると思いますので、そういう点でお伺いしていきたいと思います。

先ほどの質問と重なるのですが、説明会の中で、将来かなりの頭数を飼養するということで、草地400町歩を利用した場合ということで数値が出されております。この400町歩と

いう数字は、同じ資料にあるのですが、令和4年度実績で、水田の転作で永年性牧草が146町歩です。その他飼料作物、合わせて261町歩ということで、この400町歩という面積がいかに大きいかということが分かると思います。説明会は、いわゆる貝沢、若畑地区だったので、貝沢、若畑地区を中心にしても、この400町歩、もし飼料作物として生産していくということになりますと、先ほど申し上げたように、地域計画を令和7年度、実質令和6年度中に地域で計画していくというときに、こういう話題というか、計画があるということが地域の人たちに周知されないと、令和8年には5年水張りで交付金がストップすると。そうなる、これから先何を作付していこうかと、いろいろ地域では考えていると思います。計画は来年立てなければいけない、自分たちでできなければ共同で何か機械を買わなければいけないとか、様々地域では将来に向けた話合いがなされていると思います。実際、担当課長、ほかの議員の質問でも、11月30日の説明会で様々な不安が出たというような話がありました。

先ほど申し上げたように、事業主体が牛乳公社とはいえ、これほどの大きな計画であるということは、各農家が事業計画を立てる場合において、牛乳公社に一人一人が問い合わせ、うちの土地はどうなるのですかと話を聞くというのは現実的ではないと思います。これだけの計画があるということが町としても分かれば、やはり地域のいろいろ課題があったときに、いや、そういう計画もあるのではという話をされると、任せたいという農家もいれば、この説明会でも実際話があったのですが、北川舟地区で、酪農ではなくて和牛を飼っている方、羊を飼っている方、自分の草地は自分の草地、今使っている草地は利用したいので、そこまで牛乳公社さん全部、持っていくという言い方ではないのですが、牛乳公社さんのほうで利用するのですかというような声がありました。

た。このような現状を見て、先ほどはまだ詳しくはという話があったのですけれども、計画自体全然知らなかったというのであればそうかもしれないのですけれども、この結果、ある程度町でも理解しているとなると、私は北川舟地区、町全体でもなかなか、この地域計画に取り組むのに、ちょっと待てよとか、どうするのだろうというふうな話が出てくると思うのですけれども、こういう状況を見て、町としては地域の不安に対してどのように応えていくかお伺いいたします。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

スタートといいましても、そういう大きい目標に従いまして、先ほど議員からお話ありましたような数値に向かって取組をしていきたいと、そのためには来年度からこういうような取組をしたいというような説明で、当事者たる牛乳公社から説明をさせていただいたところでございます。

地域計画と飼料のあり方ですけれども、地域計画は非常に現実的に、希望的な数字を持っていて、将来こういうことが予想されますのでというのであれば、むしろかなり無責任な話になると思います。地域計画は、現状を踏まえて、今の現状で見通して立てるということになって、その後変化に応じて随時見直していくというシステムになっておりますので、酪農事業の進捗によって餌の需要、またほかの地域においてはWCSというようなものを取り組んでいただいて、どういうものかというのも先進的にやっていただいております。その辺の結びつきにつきましても、酪農事業の進捗でどういう餌がいいのかと、単に量があればいいという問題でもないと思いますので、それに合わせてやっていってもらおうと。

しかし、今ご指摘のように、土地の利用、農地の利用におきましては、個人でという部分、どう作るかは個人の農家の方ですけれども、結

びつき、どうするのだという部分については、これはもう行政のほうの役割になってくると思います。そこは共同で進み具合を見ながら、それぞれのやれるところでやっていくという姿勢で、今は考えているところでございます。

議長 高橋宏君。

8番 先ほど申しあげましたように、この会議に参加した農家からは、先ほど言ったような不安が出されたので、これが、そこに参加しない農家の人たちも、このような計画を見ると同じような不安に駆られていると思います。

何度も言うように、事業主体が牛乳公社さんですので、その進捗については牛乳公社さんのほうに問合せということになると思うのですけれども、町のほうでも、何度も言うように地域計画の兼ね合いがありますので、情報提供しながら地域の不安……今町長言われましたように、10年後と言われましても、毎年見直すというような、そういう計画ですので、そこも併せた中で地域住民に情報提供していただければと思います。

同じようなことになるかもしれないのですけれども、会議の中で牛舎の位置がまだ決定していないということで、新牛舎で増頭していくことに多くの不安の声が寄せられております。このことについて、どの程度検討されたのかというのは、牛乳公社さんと当然牛舎の位置等々で様々な問題が出てくると思います。この協議については、町は全然入っていなかったということなのか、牛乳公社さん任せといたしますか、そこまでは知らなかったということなのか、私はある程度この協議に入っているのではないかと思ったのですけれども、その点についてはどのような状況だったのかお知らせ願います。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えいたします。

協議に直接町が入って話合いをしたということではなくて、現況は酪農家と牛乳公社の話合い

で進んできた。そして、その結果については、ある程度概略というものは伺ってはいたというのが正直なところです。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 最後にまとめてといいますか、この会議の中ではいろいろ不安な発言が地域から出されました。初めに言ったように、案内を出されたのは、第三セクターということもあったと思うのですけれども、町ということで、担当課長が進行した会議ですので、当然ある程度の内容は把握しているのだろうなというふうに私も感じて見ていたのですけれども、その点も決まっていなというふうな話で、いろいろ地域から不安の声が出されておりました。

(4)のふん尿処理のほうと競合するのですけれども、将来、このときに示された計画ですと、我々議員にも同じような計画が示されたのですけれども、経産牛を480頭飼育するというようなことなようです。これによって、ふん尿処理について、山の幸で行っている堆肥施設は、現在貝沢地区には成牛で、酪農乳牛が百二、三十頭、あと和牛農家もおりまして、今の施設ですとほぼほぼ、その頭数だけで手いっぱいだろうというふうに思います。将来とはいえ、現在の数倍を超えるような頭数が入るということは、当然同じぐらいふん尿が出るということですので、この処理について、山の幸で今は対応しているのですけれども、町としてこのふん尿処理についてはどのような対応を考えているか、お伺いします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えいたします。

現在のところ、次のような形で処理を進める計画としております。まず、沢内地区堆肥センターでございます。和牛、繁殖農家から排出される牛のふん尿を中心に受け入れて、従来の方式により処理、保管を行うという考え方でござ

います。

一方、湯田地区堆肥センターでございますけれども、沢内地区堆肥センターの堆肥を輸送した上で必要な処理を行い、花卉、野菜農家に販売、供給する、これも従来どおりの考え方でございます。

なお、乳牛の飼養頭数の増頭に伴いまして、ふん尿処理の量が増加することは容易に予想できます。現時点では、沢内地区堆肥センターを拡張する計画はなく、酪農事業の推移を見据えながら別途対処してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 ということは、これだけ大きな頭数ですので、酪農事業、牛舎もまだあれなようですけれども、牛舎とか、ふん尿処理については、あくまでも牛乳公社さんのほうで、頭数増頭とともに処理事業のほうも進めていくというような協議といたしますか、そのような予想で、町としては対応していこうという考えなのか、お伺いします。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

ただいまのご質問と、再度戻るようで恐縮ですけれども、この計画、どの程度認識というご質問もございました。その辺町としてどういう認識しているかというのを含めまして、私の考え方を今お答えさせていただければと思います。

牛乳公社が計画しております酪農事業については、計画の個別、詳細につきましては、すみませんが、計画の当事者ではないものですから、間違った情報をお伝えして、誤解を生じるようなことがあってはいけないというふうに思っております。

私が町の対応方針を示すに当たりまして、牛乳公社から説明を受けての私の理解は、基本的な考え方としまして、酪農を取り巻く環境、特に経済面、人材面において大変厳しい、今後も

酪農を継続し、かつ発展させていくためには、現状の個々での経営ではなく、まとまって力を合わせてやる、かつ自動搾乳機や個別管理システムなど合理的な先端技術を導入した経営を目指すこと、これによりまして土日は休めるといったような就業体制の近代化、個体管理による優良牛の育成での生産性向上など、希望が広がる、所得が増える、働きがいがある、働きやすい等、酪農業を魅力あるものにするという、牛乳公社では「強い酪農」という計画を、タイトルをつけておりますが、目指そうとするものであるということ。

また、その規模感としましては、飼料は草地生産力に応じて確保を図り、それに比して増頭を図る。ふん尿、ただいまご質問ありましたけれども、ふん尿処理につきましても、他の事例、情報、専門家の指導等により、一定のめどをつけている。

そして、何より貝沢地区の酪農家はその思い、希望を共有している構想計画であるとの認識、理解をし、また当該構成しようとする酪農家から私自身もお話を聞き、認識できたと、こういうふうに認識しているのだなど、酪農組合が考えているのだなど認識したところでございます。このことは、まさに内発的、地域自発的計画事業でありまして、町としては支援に値する計画であるというふうに捉えたところでございます。

地域にとりましても、好影響が期待できるというふうに考えております。いろいろ地域を回って歩いたときに、西和賀町広い中であって、どうも行政なり、そのほかも含めまして、地域開発にかける投資部分、偏りがあるのではないかと、北のほう薄くなっているのではないかとというようなお話もいただいている状況の中であって、今お話ししましたような計画内容である牛乳公社が幸い今売上げ等伸びて、いろいろ投資できるような環境になってきている。プラス生乳を自ら調達したいというような状況下の中で、相当規模での投資がそういう地域に行われると

いうことは、非常に町としてもありがたいと。そういう姿勢で、その辺の構想であるということのような立場で説明をさせていただきたいということで、今回のような形で説明会に臨ませていただいたところでございます。町としては、そういう計画の認識の下に、事業に対して対応させていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 確かにこの説明会の中でも、参加予定の酪農家といいますか、そこからは、今自分たちだけではやっていけないということで、このような事業を牛乳公社さんがやってくれるのであれば参加したいし、経営的には自分たちだけでは限界に来ているというような話がありました。

私も、酪農、畜産全般については仕事上関わることがありますし、この計画自体、今町長が言われたように、もともと牛乳公社、自前といいますか、地元の牛乳が少ないので何とか地元の牛乳を増やしたい。あとは、高齢化で農地の荒廃もこれから進むかもしれないというときに、地元の農地、あとは牧草地、様々でしょうけれども、使って、良質の餌を生産してくれると、土地利用にもなると。計画としては、私も本当にいい計画だと思っておりました。

ただ、結果的に、今回の説明会終わったときには、地域に疑心暗鬼が広がってしまって、一部地域に分断ができてしまったのではないかと私は感じました。先ほどから何度も申し上げますように、事業主体は牛乳公社であるのですけれども、町として説明会を開く上で、このような結果を予想してきたとは思えません。結果でするので、ではこれから町として、私が感じた、あの説明会を行った貝沢、若畑地区にどのように説明して、どのようにこの牛乳公社さんとの事業を進めていって、先ほど町長言われたような、非常に強い酪農、強い農業に持っていくためにはどのように地域に説明をしていくか、現



時点でのお考えをお伺いします。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

確かに説明会におきましては、今ご指摘のような懸念が様々出されたというふうに私も認識しております。後で発言等について見返させていただきますと、酪農組合周辺といいますか、その関係の距離感であったり、あるいはもう少し広く見ますと貝沢、若畑地区の範囲の中で、心配事項が少し違う点もあるかなというふうに思っております。例えば畜産業ですので、必然的なものかあれですけれども、それだけの規模になりますので、臭いであったりとか、そのほかふん尿に対する処理はどうかというご心配、これは広いご心配であったと思います。一方で、そういう事業当事者に近い関係の方々におきましては、その事業の具体性であったり、その規模をどういうふうに行っていくのだと、こういう土地の中でどうだというようなご心配、畜舎の位置の問題とか、搾乳と言うけれども、本当にそのとおりにいくのかとか、ご心配あったと思います。その部分について、私もなかなか予想できない点で、むしろそういう近い方々であれば、その辺の懸念につきましては、こういうやり方であるというような、こういうやり方で乗り越えていけるのではないかと、そういう話がある程度なされていたかなという点では、そういう説明会において発言あったということについては予想外でございましたけれども、ただそういうような懸念、心配を踏まえて、当事者である牛乳公社におきましては、構想に向かって進むということには変わりありませんけれども、そのやり方、手順といいますか、進み具合、スケジュール感においては、しっかり受け止めてやっていこうというようなことで、今話を早速当事者、酪農家の方々と話を進めている状況でございますので、そういうのを町としてもしっかり捉えながら、先ほど申し上げました姿勢で臨みたいというふうに思っております。

関する情報提供におきましても、適時見計らいながらお伝えして、理解と、できれば私としては、当地におきましては北部開発も主体的に今計画を進め、それに関する事業等にも取り組んでいただいております。そういうものとの相乗効果も期待できるということで考えておりますので、まさに協働の考え方で、そういう目標あるいは地域活性化に向けて、一緒になって取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長 高橋宏君。

8番 今言われたように、地域の問題、あとは当事者の問題等々、様々な問題が出ました。ある意味、いろんなことが出たのでというふうな、今までたまっていたものが出たということで、これからそれを一つ一つ改善する方向も見えてきたと思うのですけれども、丁寧に地域には説明していただきたいというのと、あと酪農家さんに話を聞くと、役場の方の顔を見たことがないと言われるのです。やっぱり現場に行きたいです。それは前にも申し上げました。様々な役場の事業、県、国とかもあって忙しいと思います。わざわざ話に聞くというようなことでなくても、盛岡に出張に行った際に、ちょっと時間を見つけて寄ってみるとか、ほかのことで行ったのだけれども、ちょっと足を延ばしてみるとか、また今協力隊の方もおります。具体的にどうしても時間がないけれども、聞きたいことがあるというのであれば、協力隊の方に詳しく、どこどこに行つて、こんなことを聞いてきてくれないかということでも、コミュニケーションの取り方は様々あると思います。今回のことについて様々、1人だけがということではないですけれども、こういうようなことも私は地域とのギャップというか、こういうことが生まれた一つの原因だと思いますので、担当者、町として今後、この前のような説明会にならないような、地域の不安を取り去るような行政を進めていっていただきたいということで、次の質問に

移りたいと思います。

住民自治組織について、先ほどから言っています、先ほどといますか、同僚議員が視察してきたということで、いろいろお話をしております。私の感じた点で、西和賀町でも公民館の名前を変えて、自治組織的な名前……名前は変えたのですけれども、2つの地域に行ったのですけれども、丸森町では住民自治組織を指定管理者として、町の出張所もともと兼ねていたので、そこに行政職員を配置していて、それがまちづくりセンターに移したということです。常勤3名、うち1名が最近集落支援員を入れたということです。西和賀町も同じような変更したのですけれども、今まで、丸森町のように、もともと職員がいたということであれば、住民も、そして集落支援というか、様々地域のところに行った職員というか、集落支援員も、違和感なく入れたと思うのですけれども、西和賀町ではこれまで職員のいないところへ集落支援員を配置して、配置された支援員も何をすればいいのか、住民のほうも支援員とどう向き合えばいいのか分からないままに経過してきているのではないかなというふうに、視察をして再認識したというか、私はそういうふうに感じました。

町としては、今のこのような状況について、どのように認識しているかをお伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長代理。

ふるさと振興課長代理 お答えいたします。

昨年度から配置を行っている集落支援員についてでございます。昨年度は、新型コロナの感染の影響によって、ほとんどの地域活動が行われていなかった実情があり、今年度が実質的な初年度であると言っていい状況かと思っております。

加えて、議員ご指摘のように、これまで地域には町の職員が常駐していたわけではなかったため、そこに集落支援員がやってきたということで、地域からすれば集落支援員との向き合い方に戸惑いを覚えるということは無理もないこ

とであろうと認識しております。

そのような中であって、集落支援員は、まず地域の現状、実態を知ることが今後の活動のベースになると考えており、地域の行事やお祭り、様々な話合い、会議など、あらゆる機会に可能な限り顔を出して、その地域の実態をつぶさに観察しながら、自分の存在感を示していくことに懸命に努力しているところだと思っております。

町といたしましては、本制度の効果的な運用を目指し、地域づくり組織のあり方などといった課題と併せて、集落支援員の業務のあり方や地域との関係性構築などについて検討していきたいと考えているところでございます。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 西和賀町は広いですし、その地域、地域での課題も違うと思います。そこに配置された職員も、地域を知るといのもなかなか大変だと思うのですけれども、必要性があるということは認めるのですけれども、進め方において、こういう制度があるからといって、制度だけぽんと持ち込むのではなくて、それぞれの地域で何が困っていて、何が必要なのかという点から、ではどういう支援がというふうな方向だともう少しスムーズに行ったのかなという、こういう制度があるから、こういう制度を使いましょうと言って、ただ行っても、このような結果になったのかなと。スタートした事業ですので、成功してほしいですし、せっかく様々チラシなんかでも、集落支援員さんたちが協力して行事もされているようですので、その点については、今担当課が言われたように、これからということで見たいと思います。

研修で、丸森町では地域サポーター職員制度というのを行っておりました。私、今回視察した中で、一番これは当町でも取り入れるべきだし、すぐ取り入れられることなのではないかなというふうに思いました。課長補佐、班長職に

ある方も、各地区のリーダー、サブリーダー的に地域に入っているようですし、入庁1年目から3年目の職員は、地域の現状、課題の把握と協働のまちづくりの考え方を理解してもらうための研修として位置づけて、入ってもらっているということです。住民自治組織を設立、運営するためにも、ぜひ取り入れていくべき制度と考えますけれども、導入の可能性について伺います。

議長 ふるさと振興課長代理。

ふるさと振興課長代理 お答えいたします。

お尋ねの地域サポーター職員制度につきましては、当課課長が同行し、その行政視察の復命を拝見しており、その制度について感心させられているものと思っております。

一方で、やっぱり丸森町と本町では、地域の事情や、これまでの地域と町職員との関係性、あるいは職員体制など諸条件、状況が異なっていることから、部分的には参考となるものと思っておりますが、そっくりそのまま本町に持ち込んで制度運用することは難しい部分もあると考えておるところでございます。

本町は、2町村による合併自治体であることや、人口規模に比して面積が広大なこと、地域ごとに活動の温度差があることなどから、町内一律の制度運用が難しい自治体であると感じてございます。

町職員の集落支援のあり方は、西和賀町にとっての長年の課題となっておりますが、人口減少や高齢化などによって、地域活力が急激に減退してきている中で、この問題は地域づくり組織のあり方の問題とともに、喫緊の課題であると認識してございます。

先ほどの答弁とも関係いたしますが、現在配置している集落支援員との整合性を図りながら、問題意識を持って課題解決に取り組もうとする地域を最大限バックアップしていく仕組みづくりを検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 以前、地域担当職員というような名前だったか、正確にはあれなのですけれども、そのような制度というか、存在したと思うのですけれども、それは運用がうまくいなくてやめたのか、何かほかに問題があってやめたのかという点については、今日は課長ではないのですけれども、分かる範囲で、どうしてあの制度が終わりになったのかということについて伺いたいのですけれども。

議長 ふるさと振興課長代理。

ふるさと振興課長代理 お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、集落支援員制度を導入する以前については、地域担当職員制度というものを実施しておりました。各行政区に2名ずつ担当職員を配置して、地域の取組に参加したりと、あと地域からの要請について対応したりというところで行ってきたところでありました。

ただ一方で、やっぱり地域と職員との部分で活動の差がかなり大きくなってきたというところの課題もあったり、配置されても実際自分が住んでいる地域の活動もあって、例えば総会に参加できなかったであるとか、ちょっといろいろありまして、今回集落支援員制度を導入した時点で一旦そちらのほうは廃止をして、まずこちらの集落支援員制度で、集落支援を実施していくというところに至ったところでございます。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 先ほど酪農の問題のときにも言いましたけれども、やっぱり職員の顔が見えないというのはよく町民から言われることです。集落支援員制度ができたので、その方々に担っていただく部分も当然あると思うのですけれども、集落支援員さんとのコミュニケーションというか、連絡を取り合いながら、職員も共に顔を出すようなということは町民からよく言われることですし、その点は意識した中で活動していただき

たいなと思います。

最後の項目になりますけれども、今回視察した2つの地区、丸森町の筆甫地区では、ガソリンスタンドがなくなるという危機感でスタンド経営を始めました。川西町の東沢地区では、地区の小学校の生徒が少なくなるという危機感で山村留学を始めました。

私は、西和賀町における現在の危機というのは、水田交付金見直し等によって大規模農業経営体が事業を見直して、とてもこの交付金があれば、やっぱり事業を進めていけないということで、特に来年度から耕作面積縮小を検討しているというふうに聞いております。そうなりますと、現在の耕作者が作付をやめた場合、多くの耕作放棄地が一気に出てくるのではないかと、これがこの町の今危機だと思っておりますけれども、町として地域住民と協働した対策が必要と考えますけれども、検討状況について伺います。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 ただいまのご質問につきましては、私のほうからお答えをいたします。

第2次西和賀町農業農村振興プランでは、政策の柱を農業施策と農村施策の2つに大別した上で計画を組み立てております。現在、全国全ての市町村において、令和5年度から令和6年度の2か年をかけて地域計画を策定することとされております。今後、地域内のどの農地を守るのか、そしてその主体はどうするかといったことを地域での話合いに基づいて明らかにしていくということですが、それは単に経済的な側面、農業施策でございます、から農業を捉えるのではなく、地域の生活・文化的な側面、農村施策でございます、から農業を捉えようとするということもあるというふうに考えております。このことをしっかりと認識した上で、地域内での話合いが進むよう、町として積極的に関わっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 担当課のほうでも理解しているとは思いますが、この大規模農業経営体が入っているところの多くは、地元でもうやれないということで、それで大規模経営体が入ったところが多くあると思います。経営を見直して規模縮小するとなると、当然条件の悪いところが最初に、そこにはなかなか採算が合わないから行かないというふうになって、ある程度担当課として耕作放棄地が出るかもしれないという地域は予想できるのではないかなと思います。本当に耕作放棄地になると、農地だけの問題でなくて、単純に草ぼうぼうの中に家があるから、そこに住めるかといったら、誰もそこには住もうとも思いませんし、観光のような話もありますけれども、北上線の話も出ました。確かに北上から来る方は北上線を利用するかもしれないのですが、盛岡から来る方はほとんど車を利用して来ます。観光地、その目的地はあるかもしれないのですが、その途中が耕作放棄地で、草ぼうぼうの中を来ても、決して気分のいいものでありませんし、観光を進める場合においても、途中の景色についても、それも観光に来る方の楽しみの一つになると思います。耕作放棄地にもしかしてなるかもしれないというような地域に、特に担当課とか、分かっているのであれば、特に入り込んで相談に乗るべきと思うのですが、その点について伺います。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えしたいと思います。

単純に農業、経済だけではなくて、先ほどご指摘がありましたとおり、環境の問題もあります。生活面の問題もあります。よって、交付金は入らない、もうからないから農地の管理をやめるということにはならないというふうに思います。やはり生活環境が荒れた中で安心して生活していくということは難しいというふうに思

いますので、そのことも踏まえて、職員で一番の問題だというふうに捉えて、積極的に関わっていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 今回視察した地域では、先ほど言ったように、危機に対して住民が立ち上がっています。そして、その中には、2つの地域にもリーダーがいたと思います。数名のリーダーがいたと思います。我々公費を頂いて視察してまいりました。地域住民の代表ということをおっしゃるので、役場担当にいろいろ協力を求めるのは当然なのですが、地域のリーダーには我々議員自身が、やはり先頭に立って、そしてまた役場の協力を得るといような体制を取らなければいけないなということを私自身は感じてきました。様々問題ありますけれども、役場の協力を得ながら、これから進めていきたいということを表明して、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 以上で高橋宏君の一般質問を終結いたします。

これで一般質問を終了します。

ここで2時まで休憩いたします。

午後 1時48分 休 憩

午後 2時00分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。

続いて、日程第2、議案第1号 西和賀町課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第1号 西和賀町課設置条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、簡素でスリムな行政運営に加え、社会の変化に対応し、柔軟かつ円滑な行政運営を推進するため、類似、関連性の高い事務事業を整理統合し事務の効率化を図るため、組織の再編をしようとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 それでは、条例の改正内容について説明いたします。

改正の主な内容は、企画課を企画財政課に名称を改正し、ふるさと振興課を廃止しようとするものです。また、農業振興課と林業振興課を統合し農林課を、建設課と上下水道課を統合し建設水道課を新たに設置しようとするものです。

1ページを御覧いただきたいと思います。初めに、現状及び改正後の組織体制に合わせ文言の整理を行うもので、第1条、見出し中、「課等」を「課」に、本文中の「課及び室（以下「課等」という。）」を「課」に改めるものです。

第2号では、企画課を企画財政課に課の名称を変更するものです。農業振興課と林業振興課を統合し、第6号を農林課に、建設課と上下水道課を統合し、第8号、建設水道課を新たに設置しようとするものです。

次に、附則であります。2ページを御覧いただきたいと思います。この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第1号 西和賀町課設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第3、議案第2号 西和賀町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第2号 西和賀町印鑑条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

町内の郵便局に多機能端末機を設置し、本人確認用に個人番号カード等を利用した印鑑登録証明書の交付を開始するため、所要の改正をしようとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 町民課長。

町民課長 それでは、条例の改正内容について説明いたします。

初めに、多機能端末についてですが、キオスク端末と言われているものになります。現在町では、川舟郵便局にキオスク端末を設置し、住民票の写しと印鑑登録証明書の交付サービスを来年3月からの開始を目指して準備を進めております。

印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合は、印鑑登録した際に発行する登録証という白いカードが必要となりますが、キオスク端末におきましては、ICチップなどの電子情報が組み込まれていない登録証では本人確認ができないことから、登録証の代わりにマイナンバーカード等で本人確認をすることで、印鑑登録証明書の交付を可能とするものです。

印鑑登録証明書の交付につきましては、第15条に規定されていることから、第4項を追加し、

キオスク端末でも印鑑登録証明書の交付ができるようにするものです。

次に、附則であります、この条例は令和6年3月1日から施行するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

高橋宏君。

8番 今担当課から川舟郵便局という話があったのですが、町内各郵便局がある中で川舟郵便局にしたという理由をお聞かせください。

議長 町民課長。

町民課長 住民票も印鑑登録証明書もそうなのですが、現在沢内庁舎と湯田庁舎にしか窓口がないものですから、距離的なものを考えまして、北のところの中間地点になります川舟を選んでみたということ、1か所モデル的にやってみるということで、スタートさせたいと思っております。

議長 高橋宏君。

8番 モデル的というような話がありました。ということは、これからも川舟郵便局の状況を見ながら、ほかの郵便局にも増やすというような構想というか、計画があるということなのでしょうか。

議長 町民課長。

町民課長 増やす予定ですということはこの場でちょっと言えないのですが、近い将来は郵便局ではなくて、他市町村にあるコンビニ交付、コンビニにある本当にコンビニ交付も想定しておりますので、町内でまず1か所やってみてということなので、それ以降でないと、町内別の郵便局にも設置するとかという段階には行かないのかなというふうに思っております。

議長 真嶋実君。

2番 改正案の中に、多機能端末機のほかに移

動端末設備という記載がありますけれども、これについて具体的な内容をお示してください。

また、先ほどキオスク端末機による印鑑証明交付申請には印鑑登録証の提示不要ということで理解しましたけれども、役場庁舎、湯田、沢内の庁舎において、同様にマイナンバーカードで交付が可能になるのでしょうか。そして、この場合、それができるとすれば、この条例文で内容を網羅していることになるのでしょうか。

議長 町民課長。

町民課長 移動端末設備というのはスマホのことです。マイナンバーカードは、本人確認のツールとして広く現在利用されておりますけれども、カードの中に組み込まれている利用者証明書用電子証明書というものを認識しています。それをスマホにも搭載することが可能です。マイナンバーカードの代わりにスマホに搭載された移動端末設備用利用者証明書用電子証明書ということになりますが、それをかざすことでも本人確認ができるという仕組みです。

なお、スマホにその機能を搭載するには、ご自身でマイナポータルサイトにてマイナポータルアプリをダウンロードして、手続をすることになりますので、あらかじめその設定が必要であるというふうに考えています。

それから、キオスク端末のところでは、マイナンバーカードかスマホで本人確認をして利用していただくのですけれども、窓口では従来どおり登録証を提示いただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第2号 西和賀町印鑑条例の一部を改正

する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第4、議案第3号 西和賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第3号 西和賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

人事院は、本年8月7日に公務員と民間との給与等の比較に基づく給与改定に関する勧告を行いました。西和賀町においては、従来から人事院勧告に準じ給与改定を実施してきたところであり、人事院勧告を基本として条例改正をしようとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 それでは、条例の改正内容について説明いたします。

今回の条例改正は、人事院勧告を基本とした一般職の職員の給与等について改正をしようとするもので、改正の内容としては、医師の初任給調整手当額及び級別基準職務表の改正並びに特別給について、現在の年間4.40月分を年間4.50月分とするため、期末手当を0.05月分、勤勉手当を0.05月分の合計0.1月分を引き上げるとともに、別表の給料表を改正するものです。

1ページを御覧いただきたいと思います。初めに、第1条関係について説明します。第12条、初任給調整手当については、医師の初任給調整

手当を月額41万4,800円を41万5,600円に引き上げるものです。

第20条、期末手当については、2ページ、第20条第2項の期末手当の支給割合を100分の120から100分の125とするものです。

同条第3項は、定年前再任用短時間勤務職員の支給割合である100分の67.5に読替規定しているものを100分の70とするものです。

第21条、勤勉手当については、第21条第2項第1号の勤勉手当の支給割合を100分の100から100分の105とするものです。

同項第2号は、定年前再任用短時間勤務職員の支給割合を100分の47.5から100分の50とするものです。

期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正については、令和5年12月1日からの適用になります。

3ページから26ページは、行政職給料表及び医療職給料表の改正になります。この給料表の改正については、令和5年4月1日からの適用になります。

別表第3、第4条関係の改正については、27ページを御覧ください。医療職給料表、(1)、級別基準職務表は、医師の級別基準職務表になります。その基準となるべき職務2級に科長を追加し、職務の明確化を図るものです。

次に、第2条関係について説明いたします。第20条、期末手当及び28ページ、第21条、勤勉手当については、先ほど説明しました第1条で改正する期末手当及び勤勉手当の支給割合について、令和6年度以降、6月、12月の支給割合が均等となるよう改めるものです。

第20条第2項、期末手当では、100分の125を100分の122.5に、同条第3項では100分の125を100分の70に読替規定しているものを100分の68.75にそれぞれ改めるものです。

第21条第2項第1号、勤勉手当では、100分の105を100分の102.5に、同項第2号では100分の50を100分の48.75にそれぞれ改めるものです。

次に、附則についてであります。28ページを御覧ください。附則第1項及び第2項で施行の日を公布の日からとし、第1条の規定のうち、改正後の給与条例第12条並びに別表1及び別表第2の規定は令和5年4月1日から、同条例第20条第2項及び第3項並びに第21条第2項については令和5年12月1日から適用し、第2条の規定については令和6年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第3号 西和賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第5、議案第4号 西和賀町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第4号 西和賀町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。



人事院勧告を基本とする一般職の職員の給与改定に関わる西和賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改正しようとするものです。

改正内容は、一般職の職員の期末手当の支給割合引上げ相当分として、期末手当を0.05月分引き上げるものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 それでは、条例の改正内容について説明いたします。

今回の条例改正は、会計年度任用職員の期末手当について、人事院勧告を基本とした一般職の職員の給与等、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、改正をしようとするものです。

1 ページを御覧ください。第1条関係を説明いたします。第16条第2項、会計年度任用職員の期末手当の支給割合について、先ほど議決いただいた一般職の職員と同様に100分の120から100分の125に改め、令和5年12月期支給の期末手当を0.05月分引き上げるものです。

次に、第2条関係を説明いたします。第16条第2項、会計年度任用職員の期末手当の支給割合について、令和6年度以降の6月期及び12月期における期末手当の支給割合をそれぞれ100分の122.5に改め、年間で0.05月分引き上げるものです。

2 ページを御覧いただきたいと思えます。次に、附則についてであります。附則第1項及び第2項で施行日を公布の日からとし、第1条の規定については令和5年12月1日から適用し、第2条の規定については令和6年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしく

お願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第4号 西和賀町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第6、議案第5号 西和賀町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第5号 西和賀町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

人事院勧告を基本とする一般職の職員の給与改定に関わる西和賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、特別職の職員の期末手当の支給割合を改正しようとするものです。

改正内容は、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合引上げ相当分として、期末手当を0.1月分引き上げるものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 それでは、条例の改正内容について説明いたします。

町長、副町長、教育長の期末手当については、人事院勧告に伴う一般職の職員の特別給の改定率を考慮し、調整を行ってきたところであります。今回の一般職の職員の特別給支給割合が民間と比較して下回っているということで、先ほどご決定いただきましたように、期末手当及び勤勉手当合わせて0.1月分引き上げることとなりましたが、町長、副町長、教育長にあつては勤勉手当の支給基準がありませんので、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合引上げ相当分を期末手当で調整するための改正をしようとするものです。

第1条関係を説明いたします。第3条第2項において、一般職の職員の期末手当の支給割合である100分の120を100分の152.5に読替規定しているものを100分の162.5に改め、令和5年12月期支給の期末手当を0.1月分引き上げるものです。

次に、第2条関係を説明します。2ページを御覧ください。第3条第2項の期末手当の支給割合について、令和6年度以降の6月期及び12月期における期末手当の支給割合をそれぞれ100分の157.5に改め、年間で0.1月分引き上げるものでございます。

次に、附則についてであります。附則第1項及び第2項で施行日を公布の日からとし、第1条の規定については令和5年12月1日から適用し、第2条の規定については令和6年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第5号 西和賀町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第7、議案第6号 西和賀町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第6号 西和賀町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この条例も、人事院勧告を基本とする一般職の職員の給与改定に関わる西和賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、議会議員の期末手当の支給割合を改正しようとするものです。

改正内容は、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合引上げ相当分として、期末手当を0.1月分引き上げるものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 それでは、条例の改正内容について説明します。

1ページを御覧ください。第1条関係を説明

します。第5条第2項の期末手当の支給割合について、町長、副町長、教育長と同様の理由により、100分の152.5を100分の162.5に改め、令和5年12月期支給の期末手当を0.1月分引き上げるものです。

次に、第2条関係を説明します。2ページを御覧ください。第5条第2項の期末手当の支給割合について、令和6年度以降の6月期及び12月期における期末手当の支給割合をそれぞれ100分の157.5に改め、年間で0.1月分引き上げるものです。

次に、附則についてであります。附則第1項及び第2項で施行の日を公布の日からとし、第1条の規定については令和5年12月1日から適用し、第2条の規定については令和6年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第6号 西和賀町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第8、議案第7号 西和賀町手

数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第7号 西和賀町手数料条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

町内の郵便局に多機能端末機を設置し、本人確認用に個人番号カード等を利用した住民票の写しと印鑑登録証明書の交付を開始するため及び戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が交付されたことから、所要の改正をしようとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 町民課長。

町民課長 それでは、条例の改正内容について説明いたします。

先ほど議決いただきました議案第2号 西和賀町印鑑条例の一部を改正する条例の説明と重複いたしますが、キオスク端末を利用しての住民票の写しと印鑑登録証明書の交付サービスを来年3月からの開始を目指して準備を進めております。

第6条につきましては、公用申請等に係る手数料の免除を規定しておりますが、多機能端末機で個人番号カード等を利用して証明書の交付を申請し、交付を受けた場合は除くという旨のただし書を追加するものです。

また、戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の公布により、戸籍謄本等の広域交付を可能とするものです。本籍地以外の自治体の窓口でも、戸籍謄本等の交付請求ができるようになることから、別表第1の改正をしようとするものです。

次に、附則についてですが、この条例は令和6年3月1日から施行するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

真嶋実君。

2番 6月の定例会では、戸籍についてはまだ番号制度と情報連携ができていないのと、未定だということでしたけれども、その点が今回のことで改正されて、コンビニ端末あるいは役場庁舎、これについては役場庁舎でも戸籍を発行できるという、他市町村の戸籍が発行できる形になったということによろしいですね。

あわせて、例えば他市町村のコンビニ等では、この仕組みを利用することは、西和賀町の戸籍を他市町村のコンビニで発行するということが可能になるというのでしょうか。

議長 町民課長。

町民課長 戸籍証明書につきましては、コンビニで交付するシステムではございません。戸籍については、他市町村の窓口でも発行することができるという広域交付のことで。キオスク端末で交付できるのは、印鑑登録証明書と住民票になります。戸籍についてコンビニで交付を目指すとするれば、町独自でサーバーなり、ネットワークを構築した上で環境を整える必要があることから、それではなくて、広域交付を目指してやってきたのが今回のことですので、コンビニに行かなくても、他市町村の窓口で交付できる広域交付で住民サービスの向上を図ったものです。

以上です。

議長 真嶋実君。

2番 ちょっと理解、今し切れなかったのですが、パターンが2つありまして、当町の戸籍を他市町村で、例えばコンビニ等で発行できるかどうかというパターンと、それから他市町村の戸籍を当町のコンビニあるいは庁舎で発

行できるかという、2つのパターンが想定されると思うのですけれども、それぞれについて分かりやすく説明いただけますか。

議長 町民課長。

町民課長 戸籍については、コンビニ交付はできません。

(一切の声)

町民課長 一切できません。なので、広域交付を目指して実現したものです。広域交付というのは、他市町村の窓口で取るということです。

議長 分かりましたか。

真嶋実君。

2番 ごめんなさい。窓口であれば、他市町村の戸籍を両庁舎で取ることができるようになります。また、西和賀町の戸籍謄本は、対応している市町村であれば、その庁舎で取ることもできるようになると。

議長 町民課長。

町民課長 言葉足らずで申し訳ありません。西和賀に本籍がある方も、北上だったり、別のところに行って戸籍を取ることができますし、他市町村の方も西和賀の窓口で戸籍を取ることが可能となります。

議長 議員は3回制限ありますが、今のような形で説明と質問がうまくかみ合わない場合は、3回制限は行いません。ただし、3回まで行かないうちに、分かるように説明ください。

ほかに質問ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第7号 西和賀町手数料条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第9、議案第8号 西和賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第8号 西和賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

改正内容は、国において、厚生労働省から子ども家庭庁に所掌事務が移管され、厚生労働大臣が定めていた保育指針は内閣総理大臣が定めることに改正されたことに伴い、条例第25条中、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものです。

次に、附則についてであります。この条例は公布の日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。議案第8号 西和賀町家庭的保育事業等の設

備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第10、議案第9号 西和賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第9号 西和賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 学務課長。

学務課長 それでは、私からご説明申し上げます。

特定教育・保育施設とは、保育所、保育園や幼稚園、認定子ども園になりますし、特定地域型保育事業とは、家庭的保育事業者や小規模保育事業者、事業所内保育事業者などになります。

主な改正内容について説明いたします。1ページを御覧ください。子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により、子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴い、同法を引用している特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子

ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部なども改正されたため、今回、国の法令改正に準じ、町の条例についても所要の改正を行うものとなります。

初めに、第15条第2号になりますが、こちらは、認定こども園法第3条第9項が同条第10項に改められたことからの改正となります。

続いて、第15条第4号及び3ページの第44条ですが、先ほどの議案第8号、家庭的保育事業の説明と同様に、厚生労働省からこども家庭庁に所掌事務が移管されたことに伴い、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものです。

2ページ、第36条第3項からは、規定の表記を整理したもので、実質的な規定の変更はありません。

5ページを御覧ください。次に、附則についてであります。この条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第9号 西和賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決するこ

とに決定しました。

議長 続いて、日程第11、議案第10号 西和賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第10号 西和賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、国の法令改正に準じ、町の条例についても所要の改正をしようとするものです。

改正内容は、放課後児童支援員は、認定資格研修の受講が必要とされておりますが、人材確保を図るため、経過措置として、制定附則第3条を、新たに支援員になった年度または翌年度に実施される研修を修了するまでの間、放課後児童支援員とみなす内容に改正をするものです。

これまでは期日を定めておりましたが、その都度に改正が必要となることから、新たに支援員になった年度または翌年度に研修を受けるまで支援員とみなす表記に改めるものです。

次に、附則についてであります。この条例は公布の日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第10号 西和賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第12、議案第11号 西和賀町廃棄物の処理等手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第11号

西和賀町廃棄物の処理等手数料条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

し尿及び浄化槽汚泥収集運搬事業の維持に困難を来していることから、今後の計画的な収集運搬事業を維持するため、所要の改正をしようとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 町民課長。

町民課長 それでは、条例の改正内容について説明いたします。

このし尿及び浄化槽汚泥処理手数料については、収集業者への委託料と同額となっております。人口減少、下水道の普及に伴い、くみ取り対象人口や収集量が減少していく中で、ここ最近の燃料価格の高騰や機器の管理費、人件費の増により、収集運搬事業を維持していくために手数料の額を改正しようとするものです。

第2条第1項第1号、し尿及び浄化槽汚泥処理手数料について、10リットル当たり税込み67円を80円に改正するものです。

なお、現行の10リットル当たり67円は、令和

元年度に改正されたもので、その後手数料の改正は行っておりません。

次に、附則についてであります。この条例は令和6年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第11号 西和賀町廃棄物の処理等手数料条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第13、議案第12号 西和賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第12号

西和賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

今回の改正は、地方税法施行令等の一部改正により、出産する被保険者に関わる産前産後期間における国民健康保険税の所得割額及び均等割額の減免措置が新設されることに伴い、所要の改正をしようとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしま

すので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 それでは、私から条例の改正内容について説明いたします。

1 ページを御覧ください。第23条は、国民健康保険税の減額を規定しているもので、第3項を追加し、第1号では出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額の減額を規定するもので、当該出産被保険者につき所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産予定日の前月から出産予定日の翌々月までの期間のうち、当該年度に属する月数を乗じて得た額を減額するものです。

2 ページを御覧ください。第2号では基礎課税額の被保険者均等割額の減額、第3号では後期高齢者支援金等課税額の所得割額の減額、第4号では後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額の減額、第5号では介護納付金課税額の所得割額の減額、3 ページを御覧ください。第6号では介護納付金分課税額の被保険者均等割額の減額をそれぞれ規定するものです。

次に、第24条の3を追加し、第1項では出産被保険者に係る届出の記載事項を、4 ページ、第2項では届出に添付する書類の内容を、第3項では届出の提出期限を、第4項では届け書の提出を省略させることができる場合をそれぞれ規定するものです。

次に、附則についてであります。第1項では施行期日を令和6年1月1日とし、第2項では経過措置を規定するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

す。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第12号 西和賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は補正予算等を審議する予定ですので、よろしくようお願いいたします。

これをもって本日は散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2時54分 散 会